

那珂市障がい者プラン（案）

第1部：第3期障がい者計画【改訂版】

【平成30年度～令和5年度】

第2部：第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

那 珂 市

SPコード

◇音声コード（Uni-Voice（ユニボイス）、SPコード）について

那珂市障がい者プランには、障害者差別解消法に基づき、視覚障がいがあるかたへの合理的配慮として、各ページの切り欠き（2つの半穴）の横に音声コードを印刷してあります。

スマートフォンのアプリや専用の読み上げ装置で音声コードを読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

なお、文字情報の多いページについては、内容の一部を前後のページに移して記録してあります。

◇「障害」の表記について

本計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

はじめに

令和3年3月

那珂市長 **先崎 光**

目 次

序章 計画の考え方

1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ ～障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象者	6
6 障がい者等の計画策定への参加	6

第1部 第3期障がい者計画【改訂版】

第1章 現状と目標	8
第1節 障がい者等をめぐる現状	8
1 障がい者等の現状	8
2 障がい者等のための施策の現状	20
第2節 計画の理念と施策の体系	29
1 計画の理念	29
2 基本視点	30
3 計画の基本目標と施策	31
4 施策の体系	32
第2章 施策の展開	34
基本目標1 保健・医療の充実	34
基本目標2 地域生活支援の充実	39
基本目標3 教育・育成の推進	50
基本目標4 雇用・就労の支援	55
基本目標5 社会参加の促進	58
基本目標6 住みよいまちづくり	63
第3章 重点事業と計画の推進	69
第1節 ライフステージ別重点事業	69
第2節 計画の推進	76
1 計画の推進体制	76
2 事業の評価	76
3 基本目標の評価	77

第2部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	80
第1節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定	80
第2節 障害福祉サービス等の体系	81
第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	82
第1節 障害福祉サービス・障害児通所支援等の成果目標	82
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	82
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	83
3 地域生活支援拠点等の整備	83
4 福祉施設から一般就労への移行等	84
5 障がい児支援の提供体制の整備等	85
6 相談支援体制の充実・強化等	86
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	87
第3章 各サービスの見込量	88
第1節 障害福祉サービスに関する見込量	88
1 訪問系サービス	88
2 日中活動系サービス	89
3 居住系サービス	90
4 相談支援	91
第2節 地域生活支援事業に関する見込量	92
1 相談支援事業	92
2 成年後見制度利用支援事業	93
3 意思疎通支援事業	93
4 手話奉仕員養成研修事業	94
5 日常生活用具給付事業	94
6 移動支援事業	95
7 地域活動支援センター事業	95
8 訪問入浴サービス事業	96
9 巡回専門員派遣事業	96
10 自動車運転免許取得費・改造費補助金助成事業	97
11 日中一時支援事業	97
12 障害者虐待防止対策事業	98
13 更生訓練費給付事業	98
第3節 障害児通所支援等に関する見込量	99
第4章 計画の達成状況の点検及び評価	100
計画の進行管理	100

資料編

○那珂市障がい者プラン策定体制	102
○計画策定のスケジュール	103
○那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項	104
○那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項	107
○用語説明	110

序章 計画の考え方

1 計画策定の背景

《国の動向》

国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結を契機に、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行）等、一連の法整備をはじめとする障がい者施策の諸改革が進められ、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、平成28年には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正、「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行等、障がい者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために必要な施策の充実が図られています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、平成29年には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」がとりまとめられ、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」の取組みが推進されています。

さらに、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の施行、令和元年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行等、障がい者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められています。

年	主な動き
平成19年	「障害者権利条約」の署名
平成23年	「障害者基本法」の改正
平成24年	「障害者総合支援法」の制定 「障害者虐待防止法」の施行
平成25年	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成26年4月施行） 「障害者差別解消法」の制定（平成28年4月施行）
平成26年1月	「障害者権利条約」批准
平成28年	「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正（平成30年4月施行） 「発達障害者支援法」の改正 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
平成29年	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定
平成30年	「障害者文化芸術活動推進法」の施行
令和元年	「障害者雇用促進法」の改正 「読書バリアフリー法」の施行

※法律等の名称については、通称で記載しています。

《県の動向》

県では、平成30年3月に障がい者施策の基本となる「第2期新しいばらき障害者プラン」を策定し、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念として施策の総合的な推進に取り組んでいます。

障がい者の雇用、就労関連では、「第2期新しいばらき障害者プラン」における福祉的就労促進のための実施計画として位置づけられる「茨城県工賃向上計画」を策定しています。

公共施設等の整備では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年茨城県条例第10号）」により、障がい者を含むすべての人が安心して快適にらせるまちづくりを行っています。

また、他人へのおもいやりに満ちた社会の形成を提唱する「いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成19年茨城県条例第67号）」の基本理念に基づき、平成23年10月より「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を導入し、身体障害者用駐車スペースが適正に利用されるよう、意識の啓発を図っています。

平成27年4月には、「障害者差別解消法」の施行に先立ち、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、すべての県民は、障がい者が地域の一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援し、障がい者についての理解を深め、差別の解消に努めること等が規定されています。

2 計画策定の趣旨

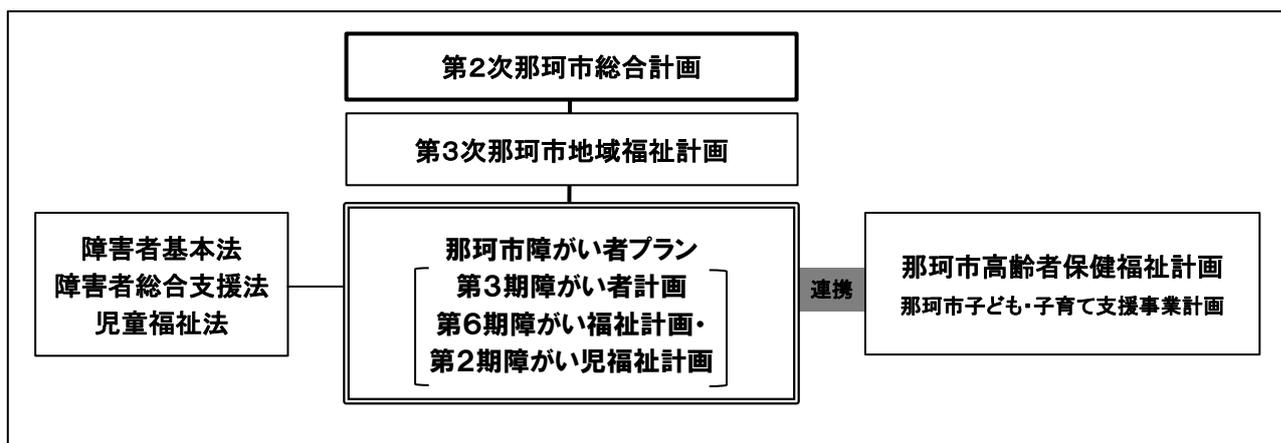
本市では、平成19年3月に「那珂市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。この度の「那珂市障がい者プラン」は、平成30年3月に策定した計画の年次的な点検・評価の結果を踏まえ、障がい者施策の内容や各種事業の見直しを行うとともに、市の障がい者支援施策をよりいっそう計画的に推進していくために、令和5年度までを計画年度として改訂・策定するものです。

3 計画の位置づけ ～障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本計画では、「第1部：第3期障がい者計画」を障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

「第2部：第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児計画」として位置づけられます。「市町村障害福祉計画」では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する方策等を定め、「市町村障害児計画」では、障害児通所支援等の提供体制の確保や障害児通所支援等の円滑な実施等について定めています。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、本市における行政運営の基本となる「第2次那珂市総合計画（第3章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり 施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える）」及び「第3次那珂市地域福祉計画」等の上位・関連計画との整合・連携を図り、障がい者施策の基本的な計画として、本計画を位置づけます。



【本計画のSDGs】



4 計画の期間

「那珂市障がい者プラン」について、「第1部：第3期障がい者計画」に当たる部分は、平成30年度～令和5年度の6年間を計画期間としていますが、「第2部：第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定にあたり、一部改訂を行っています。第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。

計画	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2次那珂市総合計画	基本構想（～R9）									
	前期計画					後期計画（～R9）				
那珂市地域福祉計画	第2次	第3次地域福祉計画						第4次地域福祉計画（～R10）		
那珂市障がい者プラン	第3期障がい者計画									
						【改訂版】				
	第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画				
	第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画				

5 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいのあるかたです。

また、障がいのない市民や市内の事業者等についても、障がい者理解の啓発や障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

6 障がい者等の計画策定への参加

本計画の策定に当たる推進委員会の委員を障がい者団体を含めた福祉関係団体の代表者に委嘱することに加え、策定に先立ち、障がいのある市民及び障がいのない市民に対してアンケート調査を実施しました。

また、パブリック・コメントを実施し、障がい者を含め広く市民の意見や要望が反映されるように努めました。

◆アンケート調査の概要

調査は、郵送方式により令和2年7月31日から8月17日までを回収期間として実施しました。

<アンケート集計結果>

区分	配付数(人)	回答数(人)	回収率(%)
障がいのある市民	1,200	500	41.7
身体障害者手帳所持者	850	374	44.0
療育手帳所持者	200	72	36.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	150	54	36.0
障がいのない市民	550	177	32.2
計	1,750	677	38.7

**第1部 第3期障がい者計画【改訂版】
（平成30年度～令和5年度）**

第1章 現状と目標

第1節 障がい者等をめぐる現状

1 障がい者等の現状

《市の人口》

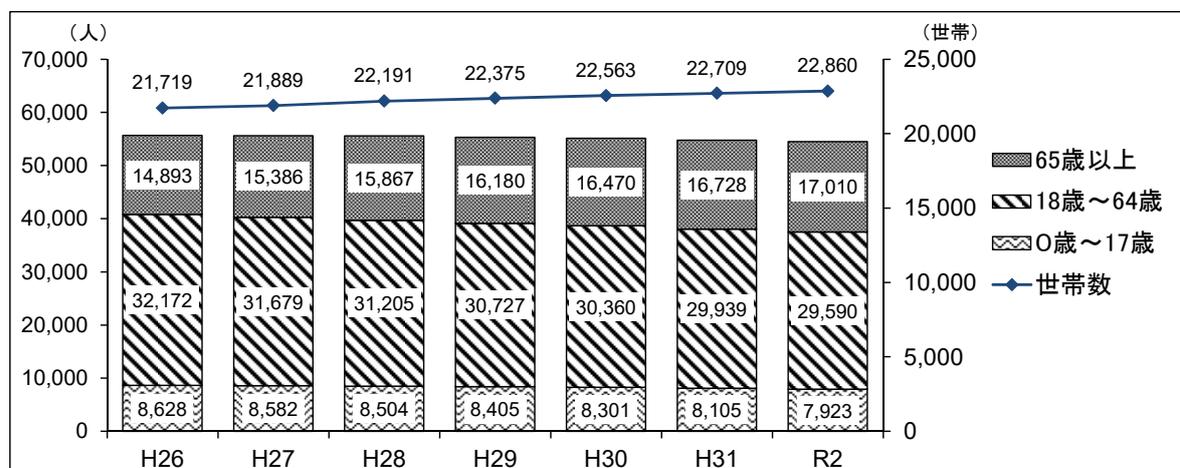
本市の人口は、54,523人（令和2年4月1日現在）で、17歳以下の層及び18歳から64歳までの層の人口がともに減少傾向にある中、65歳以上の年齢層は増加傾向にあり、少子高齢化社会を象徴しています。

■人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	55,693	55,647	55,576	55,312	55,131	54,772	54,523
0歳～17歳	8,628	8,582	8,504	8,405	8,301	8,105	7,923
18歳～64歳	32,172	31,679	31,205	30,727	30,360	29,939	29,590
65歳以上	14,893	15,386	15,867	16,180	16,470	16,728	17,010
世帯数	21,719	21,889	22,191	22,375	22,563	22,709	22,860

※各年4月1日の住民基本台帳登録人口



《障がい者等の状況》

身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在2,060人（人数は障がい児を含む。以下同じ）で、平成25年度と比較して1.25倍となっています。等級別にみると、1級・2級の重度障がい者が全体の53.8%（1,108人）を占めており、また、障がい別では肢体不自由と内部障害で81.8%（1,685人）となっています。

また、年齢別でみると65歳以上が1,597人（77.5%）を占め、障がい者の高齢化が顕著に表れています。

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者数は、490人に増加しており、そのうち重度障がい者（㊤及びA）は245人で、50.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は380人で、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の所持者数は、878人となっています。

その他、指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している難病患者数はあわせて396人で横ばいとなっています。

第1部 障がい者計画

■障がい者数の推移（身体）

各年度末日現在（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度		対 25年度 増減数	令和元年度 /25年度 伸び率（倍）	
							実数	構成比 （%）			
身体障がい者児計	1,651	1,639	1,678	1,758	1,848	1,960	2,060	100.0	409	1.25	
身体障がい者計	1,617	1,603	1,639	1,723	1,810	1,924	2,025	100.0	408	1.25	
等級別	1級	546	537	560	623	666	719	762	37.6	216	1.40
	2級	273	276	280	282	284	305	323	16.0	50	1.18
	3級	285	287	285	299	320	336	349	17.2	64	1.22
	4級	329	329	336	342	364	387	413	20.4	84	1.26
	5級	94	85	86	86	84	84	87	4.3	-7	0.93
	6級	90	89	92	91	92	93	91	4.5	1	1.01
種類別	視覚障害	175	167	167	175	182	193	203	10.0	28	1.16
	聴覚・平衡機能障害	109	112	123	122	129	133	132	6.5	23	1.21
	音声・言語・ そしゃく機能障害	18	19	21	24	22	26	29	1.4	11	1.61
	肢体不自由	838	817	815	827	833	860	882	43.6	44	1.05
	内部障害	477	488	513	575	644	712	779	38.5	302	1.63
身体障がい児計	34	36	39	35	38	36	35	100.0	1	1.03	
等級別	1級	11	9	10	9	11	10	13	37.1	2	1.18
	2級	9	10	9	7	8	10	10	28.6	1	1.11
	3級	8	8	8	8	6	4	1	2.9	-7	0.13
	4級	3	4	4	3	3	3	3	8.6	0	1.00
	5級	1	1	3	3	3	3	2	5.7	1	0.00
	6級	2	4	5	5	7	6	6	17.1	4	3.00
種類別	視覚障害	0	0	0	0	0	1	1	2.9	1	0.00
	聴覚・平衡機能障害	4	7	9	8	10	9	10	28.6	6	2.50
	音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.00
	肢体不自由	21	19	20	17	19	20	18	51.4	-3	0.86
	内部障害	9	10	10	10	9	6	6	17.1	-3	0.67

※身体障がい者は、18歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障がい児は、18歳未満の身体障害者手帳所持者

■障がい者数の推移（知的）

各年度末日現在（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度		対 25年度 増減数	令和元年度 /25年度 伸び率（倍）	
							実数	構成比 （%）			
知的障がい者児計	414	406	436	449	479	479	490	100.0	76	1.18	
知的障がい者計	307	310	333	350	369	369	383	100.0	76	1.25	
等級別	①	64	71	75	85	91	89	91	23.8	27	1.42
	A	110	106	111	107	114	112	114	29.8	4	1.04
	B	79	80	87	89	89	88	94	24.5	15	1.19
	C	54	53	60	69	75	80	84	21.9	30	1.56
知的障がい児計	107	96	103	99	110	110	107	100.0	0	1.00	
等級別	①	25	20	21	16	15	18	18	16.8	-7	0.72
	A	25	24	25	23	26	23	22	20.6	-3	0.88
	B	24	26	26	28	27	34	26	24.3	2	1.08
	C	33	26	31	32	42	35	41	38.3	8	1.24

※知的障がい者は、18歳以上の療育手帳所持者、知的障がい児は、18歳未満の療育手帳所持者

■障がい者数の推移（精神）

各年度末日現在（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度		対 25年度 増減数	令和元年度 /25年度 伸び率（倍）	
							実数	構成比 （%）			
精神障がい者計	214	238	286	325	331	350	380	100.0	166	1.78	
等級別	1級	29	27	35	38	37	37	34	8.9	5	1.17
	2級	134	149	173	196	197	214	234	61.6	100	1.75
	3級	51	62	78	91	97	99	112	29.5	61	2.20

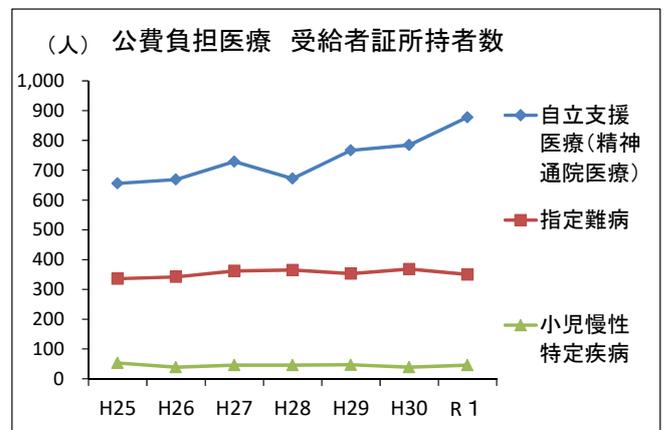
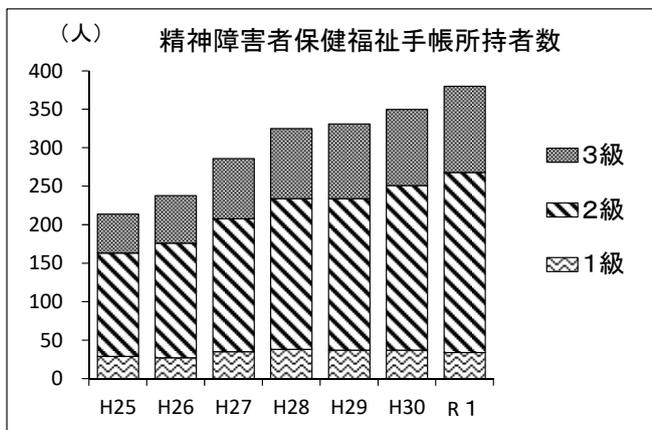
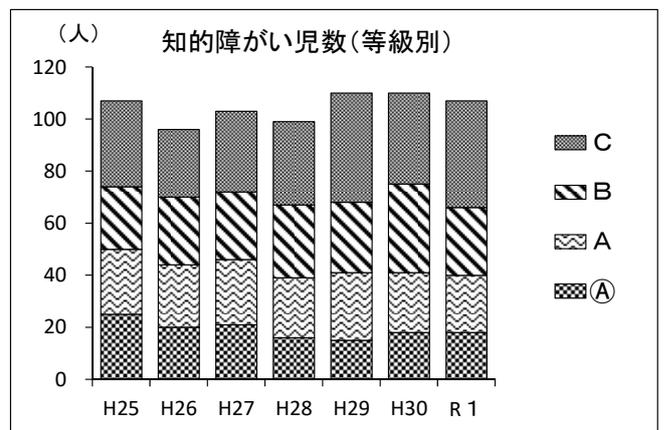
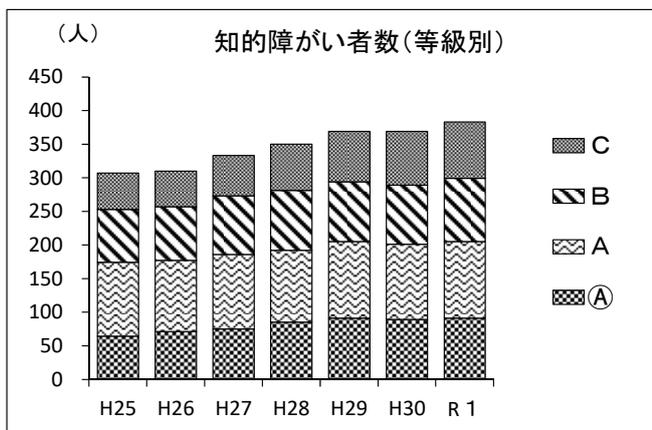
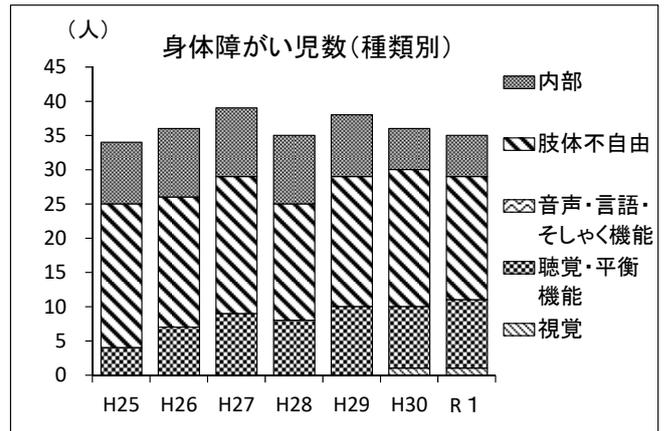
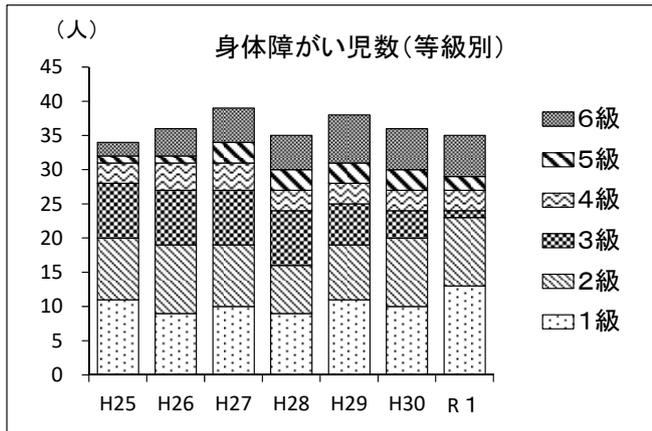
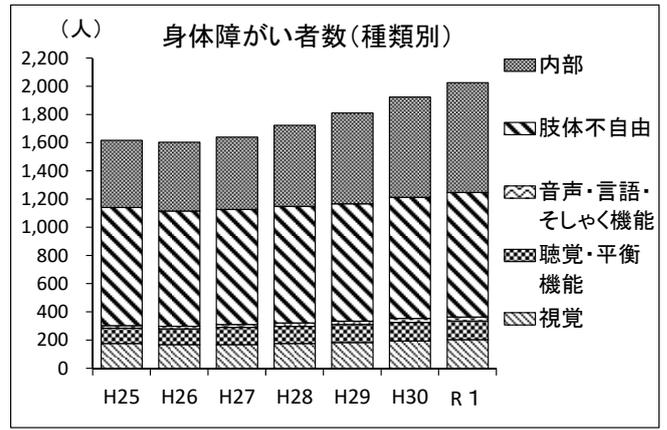
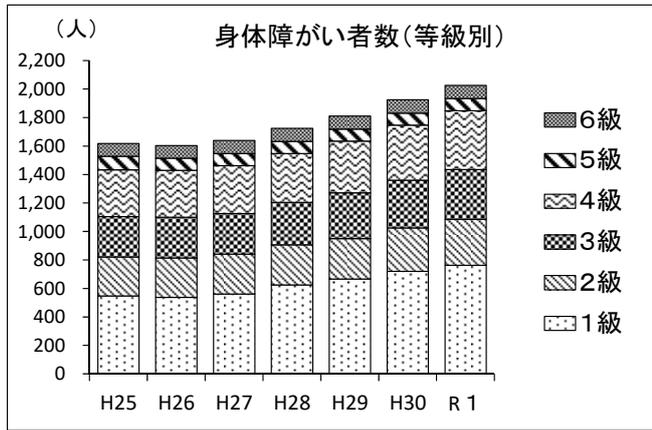
区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 実数	令和元年度 構成比 （%）	対 25年度 増減数	令和元年度 /25年度 伸び率（倍）
自立支援医療受給者証 （精神通院医療）所持者	656	669	729	672	767	814	878		222	1.34

■障がい者数の推移（難病等）

各年度末日現在（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 実数	令和元年度 構成比 （%）	対 25年度 増減数	令和元年度 /25年度 伸び率（倍）
指定難病特定医療費 受給者証所持者	336	342	362	365	353	368	350	—	14	1.04
小児慢性特定疾病 医療受給者証所持者	53	39	46	46	47	39	46	—	-7	0.87

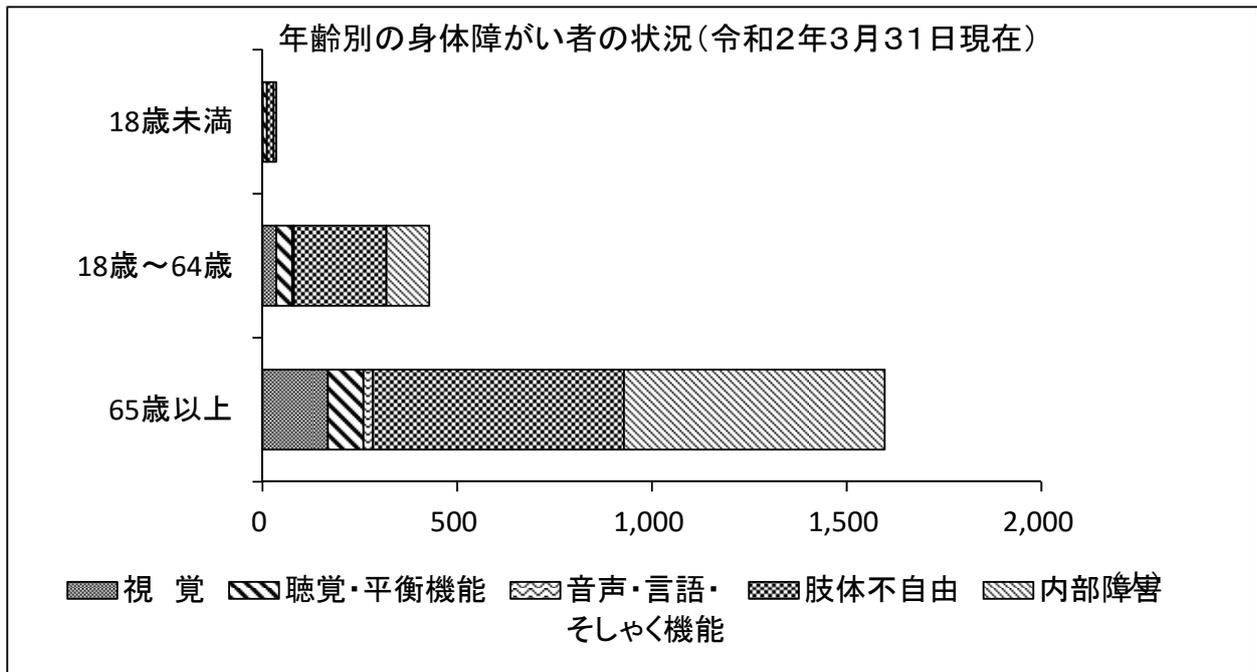
第1部 障がい者計画



■年齢別の身体障がい者の状況（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

区分	視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	1	10	0	18	6	35
18歳～64歳	35	41	5	237	110	428
65歳以上	168	91	24	645	669	1,597
合 計	204	142	29	900	785	2,060



第1部 障がい者計画

《障がい児の就学状況》

水戸市、常陸太田市、ひたちなか市にある特別支援学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて90人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ162人、57人が在籍して、障がいや発達の状況に応じた指導を受けています。

■障がい児の就学状況（令和2年5月1日現在）

（単位：人）

区 分		小学部		中学部		高等部		訪問教育		合 計	
		総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市
身体障がい	水戸特別支援学校	75	4	39	1	41	2	24	0	179	7
	水戸聾学校	26	3	16	1	20	1			62	5
	盲学校	11	0	9	0	9	0			29	0
知的障がい	茨城大学教育学部附属特別支援学校	17	6	15	0	21	3			53	9
	常陸太田特別支援学校	88	32	37	16	81	20			206	68
	勝田特別支援学校	76	0	62	0	65	1	21	0	224	1
合 計		293	45	178	18	237	27	45	0	753	90

区 分	市立小学校	市立中学校	合 計
総数（市立小・中学校）	2,584	1,331	3,915
うち通級指導	43	—	43
うち特別支援学級	162	57	219

《雇用の状況》

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障がい者（身体障がい者・知的障がい者）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。把握できる茨城県及び那珂市を含んだ広域（ハローワーク水戸管内）での状況になります。

近年、障がい者雇用の実数及び実雇用率は年々向上し、平成29年度は企業努力により障がい者雇用等のすべての指標が増加しました。

平成30年4月の法改正により、県内の民間企業の法定雇用率の引き上げが実施され、障がい者雇用義務の対象となる民間企業の範囲が拡大されたため、県内の民間企業による法定雇用率の達成企業の割合は一時的に減少しましたが、令和元年度には再び、企業努力により障がい者雇用等のすべての指標が増加しました。

県内市町村の雇用状況については、平成30年度と令和元年度の比較において、実雇用率が増加しております。

令和3年4月には、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が2.2%（令和2年9月現在）から0.1%引き上げられ、2.3%となる予定であり、今後も障がい者雇用における制度理解や環境整備を進めていく必要があります。

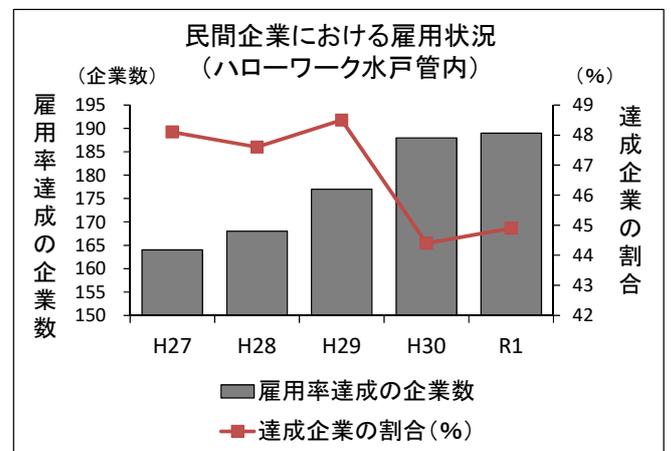
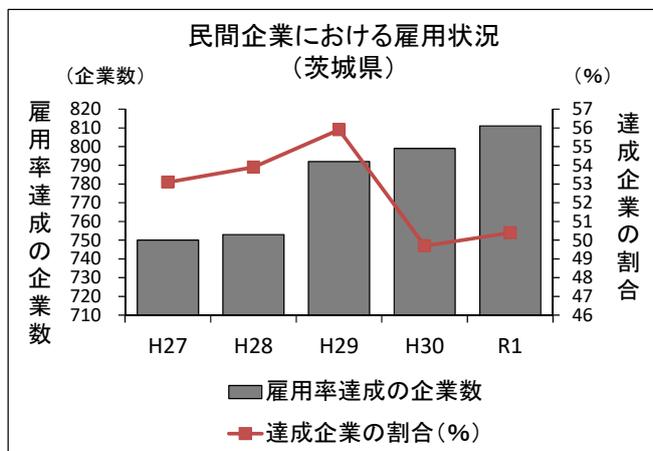
■法定雇用率の推移

事業主区分	法定雇用率		
	平成25年4月～	平成30年4月～	令和3年4月～
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国・地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

■民間企業における雇用の状況（各年6月1日現在）

区分	企業数 (件)	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者数(人)			算定上 の障がい者数 ※(人)	実雇用 率(%)	雇用率 達成の 企業数 (件)	達成企 業の割 合(%)	
			身体	知的	精神					
茨城県	平成27年	1,413	269,792.0	2,459	1,051	498	4,927.0	1.83	750	53.1
	平成28年	1,398	270,090.5	2,445	1,206	602	5,128.0	1.90	753	53.9
	平成29年	1,417	274,919.5	2,512	1,315	803	5,426.0	1.97	792	55.9
	平成30年	1,607	285,042.0	2,585	1,370	923	5,886.5	2.07	799	49.7
	令和元年	1,609	286,164.0	2,657	1,520	948	6,118.5	2.14	811	50.4
	H27からR1の 伸び率(倍)	1.14	1.06	1.08	1.45	1.90	1.24	1.17	1.08	0.95
ハローワーク水戸管内	平成27年	341	75,650.0	686	254	114	1,318.5	1.74	164	48.1
	平成28年	353	76,037.0	683	261	114	1,340.5	1.76	168	47.6
	平成29年	365	77,935.5	986	319	148	1,452.5	1.86	177	48.5
	平成30年	423	81,618.5	1,035.5	332.0	233.0	1,600.0	1.96	188	44.4
	令和元年	421	81,063.5	1,037.5	351.5	245.0	1,634.0	2.02	189	44.9
	H27からR1の 伸び率(倍)	1.23	1.07	1.51	1.38	2.15	1.24	1.16	1.15	0.93

※重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、重度の身体及び知的障がい者の短時間労働者は1人として、重度以外の身体・知的・精神障がい者の短時間労働者は0.5人として算定

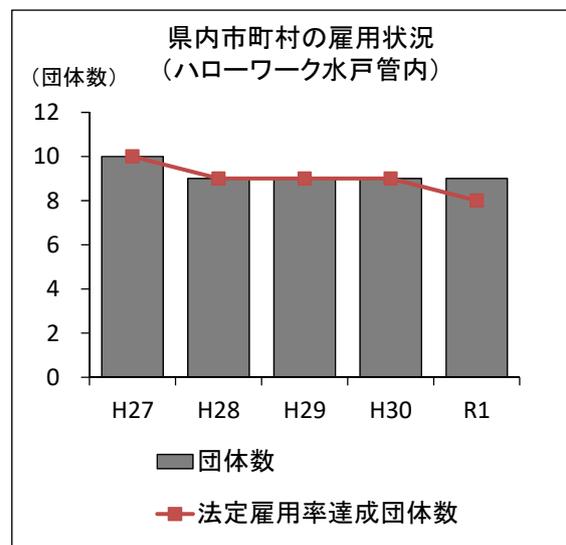
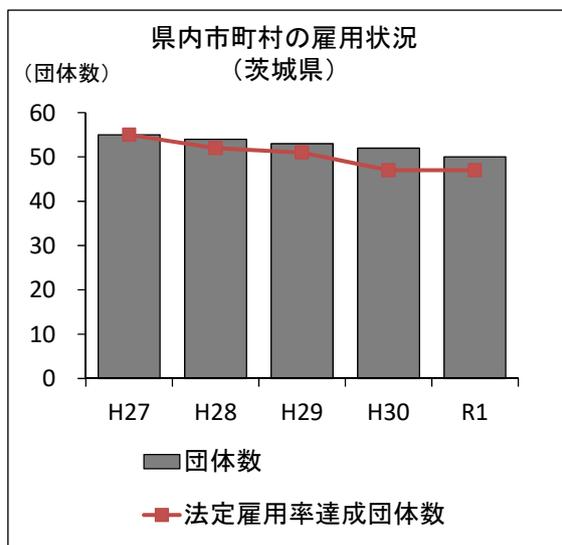


■県内市町村における雇用の状況（各年6月1日現在）

区 分		団体数※ (件)	算定基礎労働者数 (人)	算定上の障がい者数 ※ (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成団体数 (件)
県内	平成27年	55	21,932.5	538.0	2.45	55
	平成28年	54	22,149.5	539.5	2.44	52
	平成29年	53	22,470.0	559.5	2.49	51
	平成30年	52	23,046.0	581.5	2.52	47
	令和元年	50	23,208.0	617.0	2.66	47
	H27からR1の 伸び率(倍)	0.91	1.06	1.15	1.09	0.85
ハローワーク水戸管内	平成27年	10	3,984.5	102.5	2.57	10
	平成28年	9	3,994.0	93.5	2.34	9
	平成29年	9	4,078.0	106.0	2.60	9
	平成30年	9	4,090.5	108.0	2.64	9
	令和元年	9	4,274.0	118.0	2.76	8
	H27からR1の 伸び率(倍)	0.90	1.07	1.15	1.07	0.80

※本庁、教育委員会、企業局

※重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、重度の身体及び知的障がい者の短時間労働者は1人として、重度以外の身体・知的・精神障がい者の短時間労働者は0.5人として算定

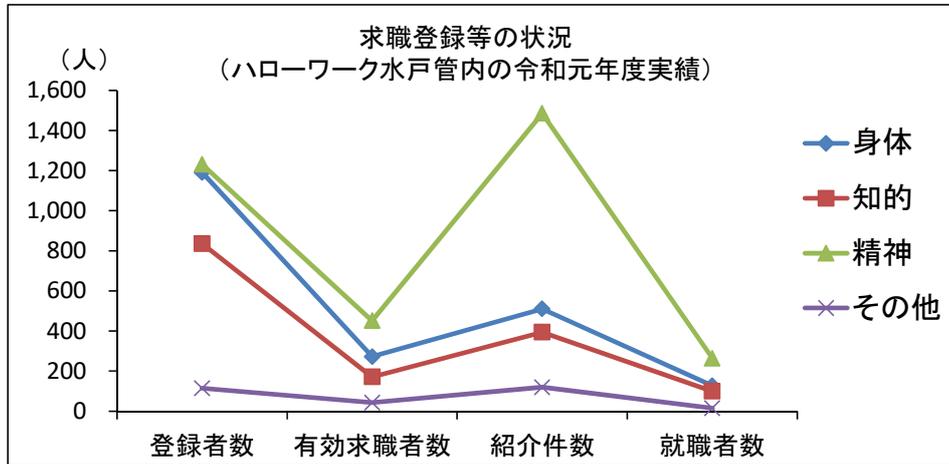


第1部 障がい者計画

■ 求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の令和元年度実績）

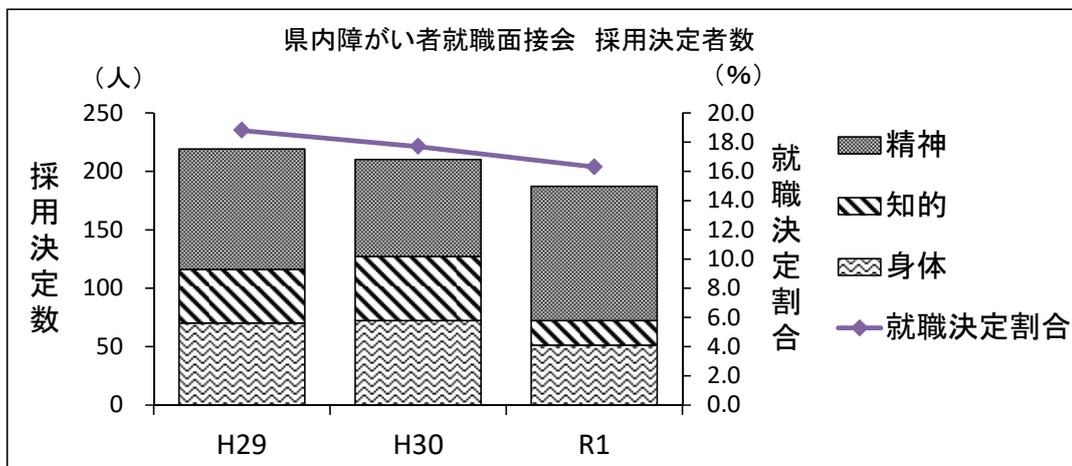
（単位：人）

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
登録者数	1,191	836	1,231	114	3,372
有効求職者数	272	171	451	42	936
紹介件数	510	394	1,485	119	2,508
就職者数	127	99	264	15	505



■ 県内障がい者就労面接会の実施状況

区分	開催回数 (回)	求人		求職者数 (人)	採用決定者数 (人)					就職決定割合
		事業所数 (件)	求人数 (人)		身体	知的	精神	その他	合計	
平成 29 年度	9	447	1,242	1,173	70	46	103	1	220	18.8%
平成 30 年度	9	441	1,344	1,185	72	55	83	0	210	17.7%
令和元年度	9	467	1,408	1,161	51	21	115	2	189	16.3%
H29 から R1 の伸び率 (倍)	1.00	1.04	1.13	0.99	0.73	0.46	1.12	2.00	0.86	0.87



《障害年金と各種手当の受給状況》

障がい者の生活を支える経済的支援として、障害年金と各種手当の制度があります。

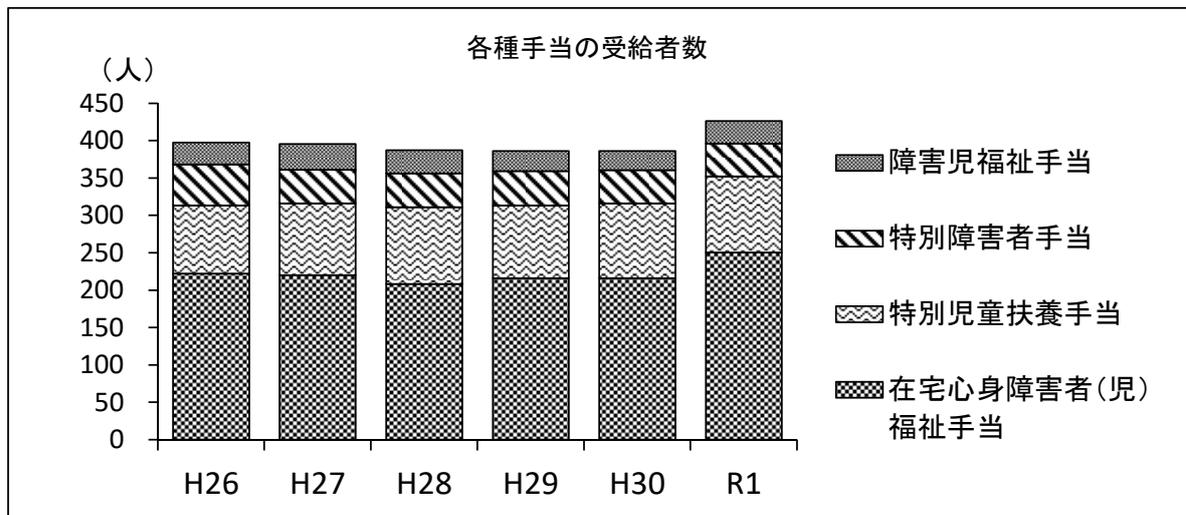
■ 障害年金の受給者数 (単位：人)

区分	国民年金	厚生年金
1級	303	27
2級	377	95
3級	—	76
合計	680	198

※令和2年3月31日現在

■ 各種手当の受給者数 (単位：人)

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
特別障害者手当	55	45	45	46	44	44
障害児福祉手当	29	34	31	27	26	30
特別児童扶養手当	91	96	103	97	100	102
在宅心身障害者（児）福祉手当	222	220	208	216	216	250



2 障がい者等のための施策の現状

《障害福祉サービスの状況》

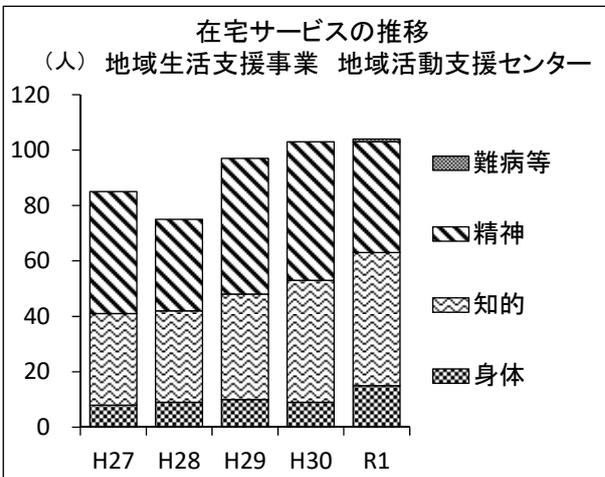
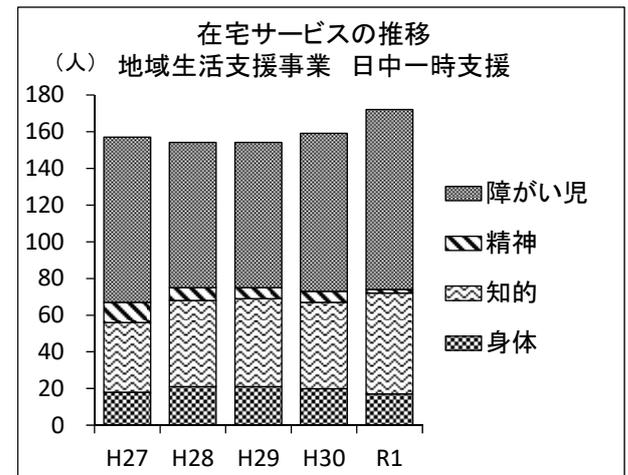
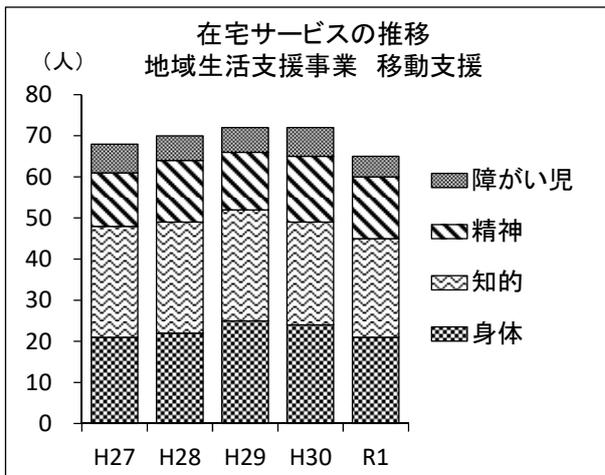
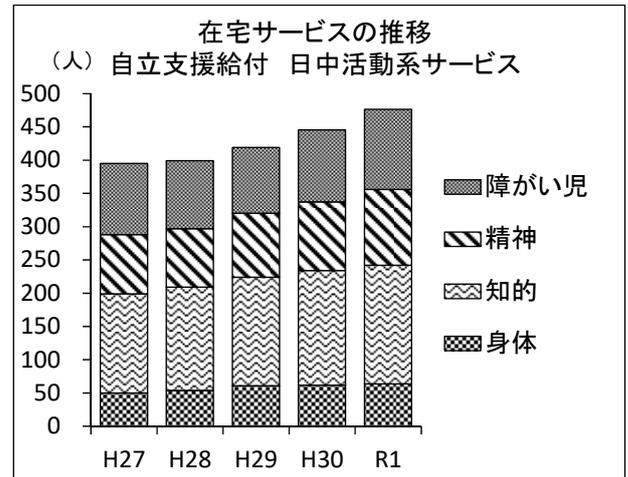
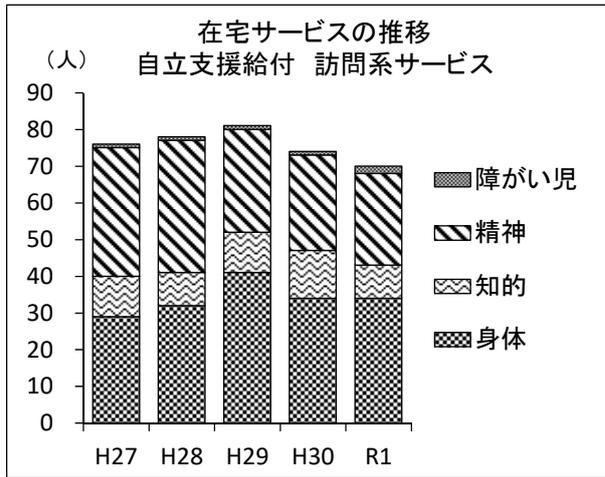
平成18年度から障害者自立支援法（現行は障害者総合支援法）に基づき、障がい者の福祉サービスを提供しています。この法律は、障がい者が、住み慣れた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ」と提唱しています。このため、身体介護や家事援助等の居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

■在宅サービスの推移

（単位：人）

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 /27年度 伸び率 (倍)	
自立支援給付	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)	身体障がい者	29	32	41	34	34	1.17
		知的障がい者	11	9	11	13	9	0.82
		精神障がい者	35	36	28	26	25	0.71
		障がい児	1	1	1	1	2	2.00
		計	76	78	81	74	70	0.92
	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス)	身体障がい者	50	54	61	62	64	1.28
		知的障がい者	149	155	163	172	178	1.19
		精神障がい者	89	88	96	103	114	1.28
		障がい児	107	102	99	108	120	1.12
		計	395	399	419	445	476	1.21
地域生活支援事業	移動支援	身体障がい者	21	22	25	24	21	1.00
		知的障がい者	27	27	27	25	24	0.88
		精神障がい者	13	15	14	16	15	1.15
		障がい児	7	6	6	7	5	0.71
		計	68	70	72	72	65	0.96
	日中一時支援	身体障がい者	18	21	21	20	17	0.94
		知的障がい者	38	47	48	47	55	1.45
		精神障がい者	11	7	6	6	2	0.18
		障がい児	90	79	79	86	98	1.09
		計	157	154	154	159	172	1.10
	地域活動支援センター ※「ひだまり」のほか広域利用事業所含む。	身体障がい者	8	9	10	9	15	1.88
		知的障がい者	33	33	38	44	48	1.45
		精神障がい者	44	33	49	50	40	0.91
		難病等	0	0	0	0	1	-
		計	85	75	97	103	104	1.22

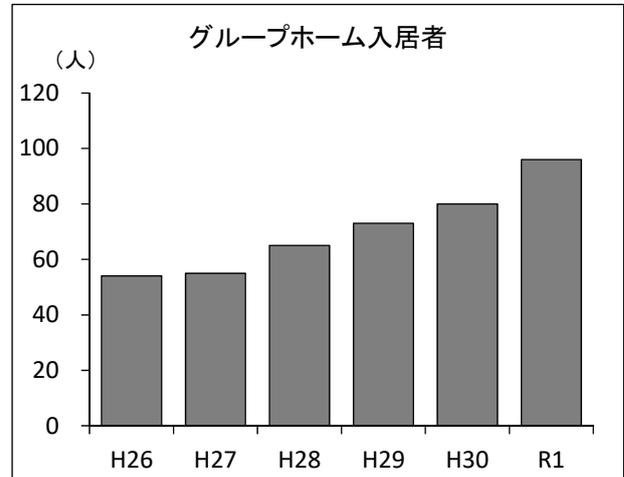
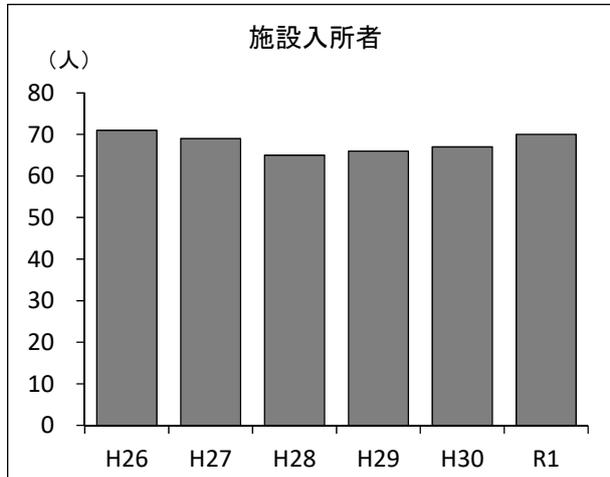
※利用登録者数実績



■施設入所者とグループホーム入居者の推移

(単位:人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
施設入所支援	71	69	65	66	67	70
グループホーム	54	55	65	73	80	96



《保健事業の状況》

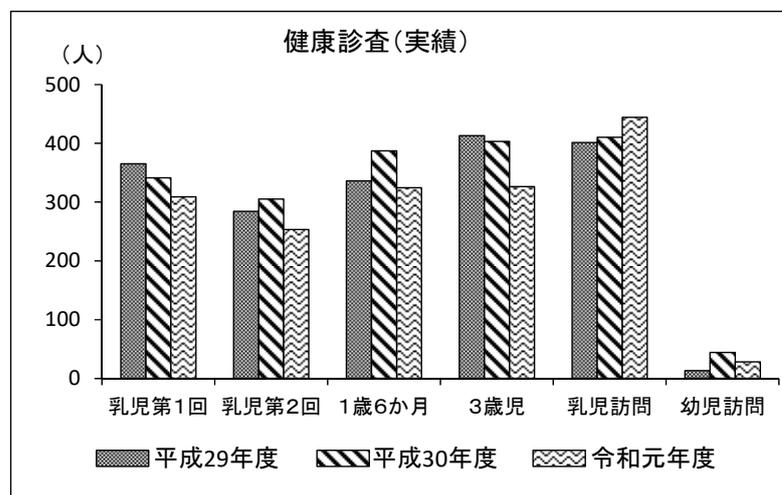
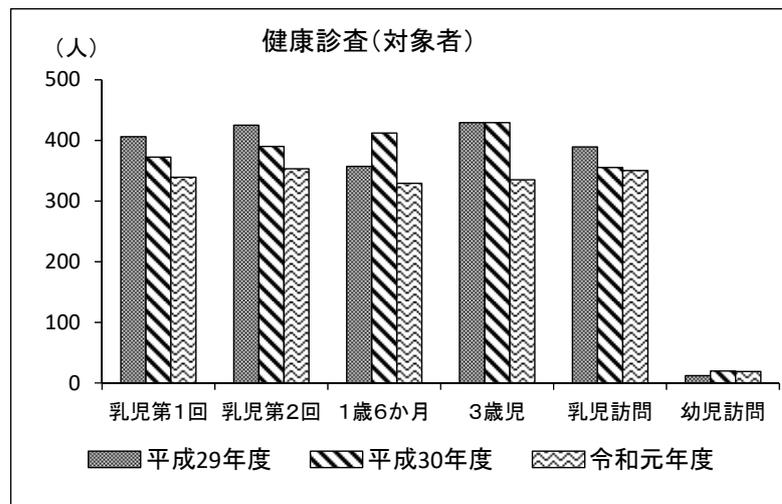
母子保健事業では、乳幼児を対象に健康診査を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、こどもの障がいを早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

また、成人保健事業では、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

■母子保健事業

(単位:人)

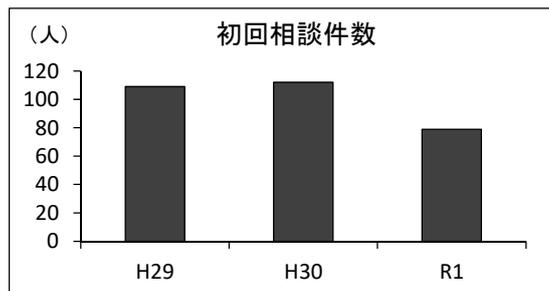
区 分		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回(3~6か月)	406	365	372	341	339	309
	乳児第2回(9~11か月)	425	284	390	305	353	253
	1歳6か月	357	336	412	387	329	324
	3歳児	429	413	429	403	335	326
訪問指導	乳児訪問	389	401	355	410	350	444
	幼児訪問	12	13	20	44	19	28
乳幼児健康相談(数値は延べ人数)		1,139	937	1,122	852	1,032	838



【こども発達相談センターでの相談状況】

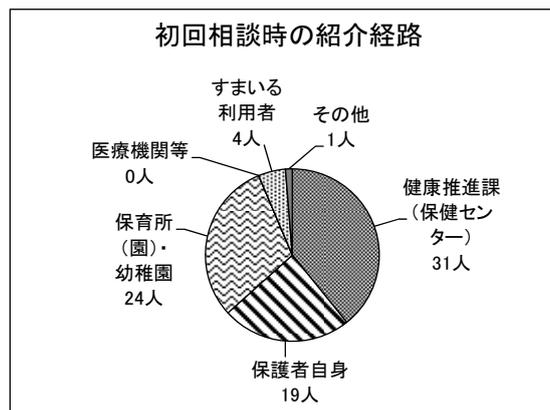
■初回相談件数

区分	人数（人）
平成29年度	109
平成30年度	112
令和元年度	79



■初回相談時の紹介経路（令和元年度）

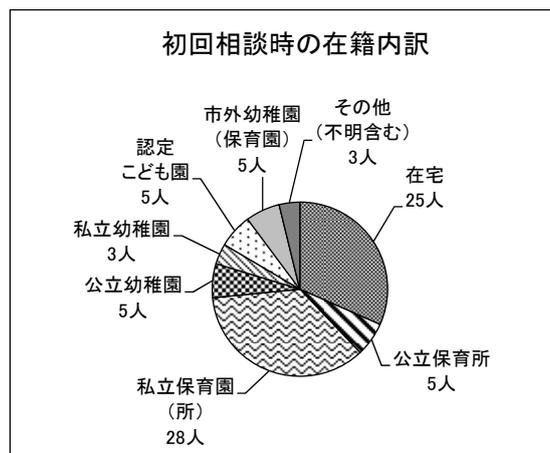
紹介経路	人数（人）	割合（％）
健康推進課（保健センター）	31	39.2
保護者自身	19	24.0
保育所（園）・幼稚園	24	30.4
医療機関等	0	0.0
すまいる利用者	4	5.1
その他	1	1.3
計	79	100.0



※その他：電話相談のみのため不明、こども課からの紹介、他市町村からの紹介等

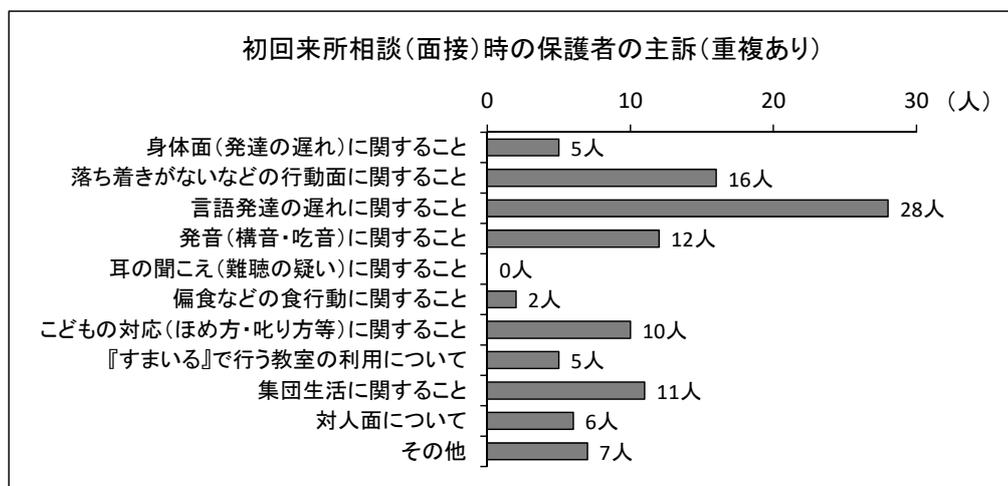
■初回相談時の在籍内訳（令和元年度）

在籍の種別	人数（人）	割合（％）
在宅	25	31.7
公立保育所	5	6.3
私立保育園（所）	28	35.5
公立幼稚園	5	6.3
私立幼稚園	3	3.8
認定こども園	5	6.3
市外幼稚園・保育園	5	6.3
その他（不明含む）	3	3.8
計	79	100.0



■初回来所相談（面接）時の保護者の主訴（重複あり）

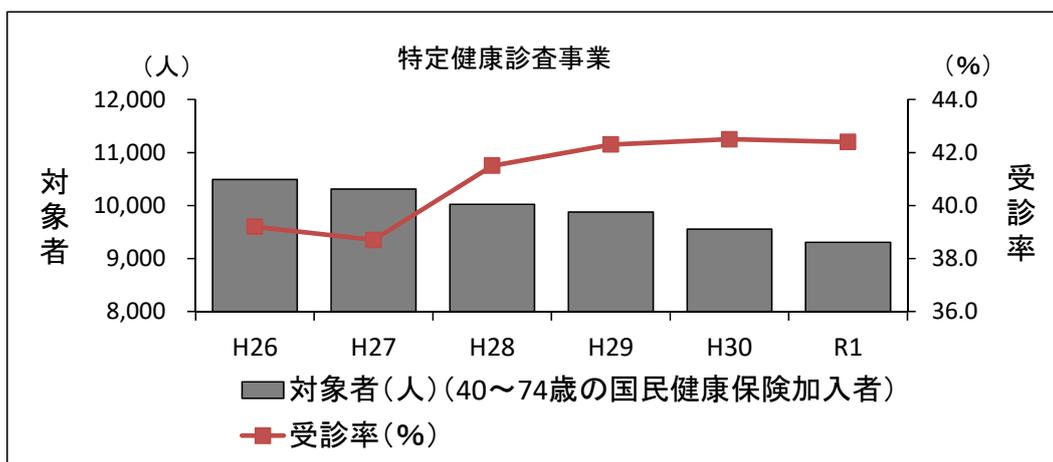
主訴	人数（人）	割合（％）
身体面（発達の遅れ）に関する事	5	4.9
落ち着きがない等の行動面に関する事	16	15.7
言語発達の遅れに関する事	28	27.4
発音（構音・吃音）に関する事	12	11.8
耳の聞こえ（難聴の疑い）に関する事	0	0.0
偏食等の食行動に関する事	2	2.0
こどもの対応（ほめ方・叱り方等）に関する事	10	9.8
『すまいる』で行う教室の利用について	5	4.9
集団生活に関する事	11	10.8
対人面について	6	5.9
その他	7	6.8
計	102	100.0



【成人保健事業の状況】

■特定健康診査事業

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者（人） （40～74歳の国民健康保険加入者）	10,491	10,312	10,024	9,877	9,557	9,309
受診者（人）	4,111	3,988	4,157	4,179	4,058	3,947
受診率（％）	39.2	38.7	41.5	42.3	42.5	42.4



■特定健康診査後の保健指導

(単位:人)

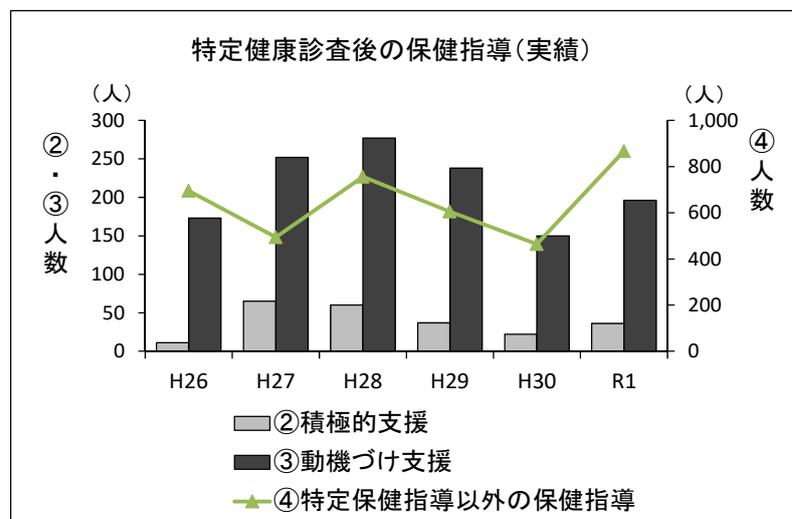
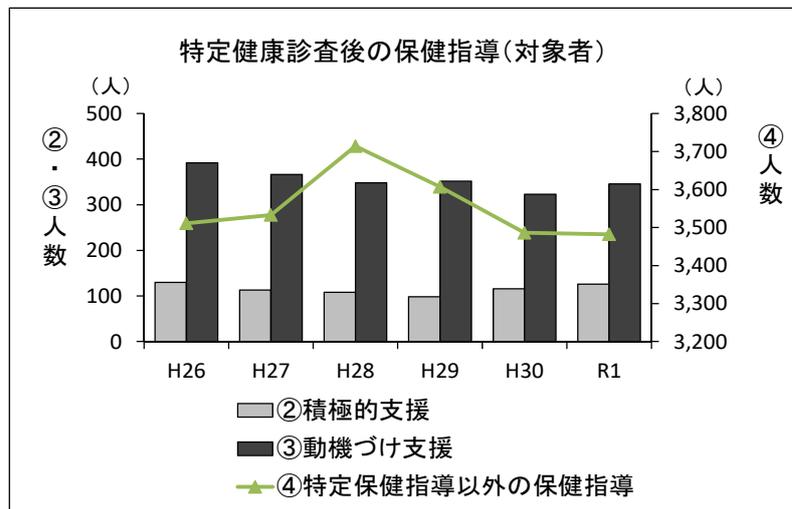
区 分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
①特定保健指導	②積極的支援	130	11	113	65	108	60
	③動機づけ支援	392	173	366	252	348	277
④特定保健指導以外の保健指導		3,511	695	3,533	494	3,714	756
区 分		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
①特定保健指導	②積極的支援	98	37	116	22	126	36
	③動機づけ支援	352	238	323	150	346	196
④特定保健指導以外の保健指導		3,607	605	3,486	464	3,482	867

①特定保健指導：市国民健康保険事業の特定健診の結果により、内臓脂肪型肥満の者に対し生活習慣を改善するために行う保健指導

②積極的支援：生活習慣改善のための支援を3か月以上継続して行う。

③動機づけ支援：生活習慣改善のための支援を行う。(1回)

④特定保健指導以外の保健指導：①に該当しないが、保健指導を行うもの。



《バリアフリー整備の状況》

庁舎をはじめ、市の公共施設については、おおむね障がい者に配慮したつくりとなっています。また、道路については、市役所前・図書館前・上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックを設置（総延長1,983m）しています。

整備に当たっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に従うとともに、「第2次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

■公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用駐車場	障がい者用トイレ (★ストムイト併設)	点字 ブロック	スロープ	エレベーター	バリアフリー 対応住宅 (☆障がい者 対応住宅)
市役所本庁舎	●	● (★)	●	●	●	
瓜連支所	●	●	●	●		
図書館	●	● (★)	●	●	●	
中央公民館	●	● (★)	●	●		
コミュニティセンター(※1)	4か所	5か所 (★うち2か所)	4か所	4か所	1か所	
地区交流センター(※2)	5か所	6か所 (★うち2か所)	4か所	6か所	1か所	
総合保健福祉センター	●	●	●	●	●	
那珂聖苑	●	●				
小学校(9校)		校舎7校 体育館3校 (★うち1校)		8校	2校	
中学校(5校)		校舎4校 体育館1校		4校	1校	
都市公園(※3)	1か所	3か所	2か所	6か所		
その他公園(※4)	2か所	3か所 (★うち2か所)	1か所	3か所		
歴史民俗資料館		●				
市営住宅(※5) (総戸数280戸)						121戸 (☆2戸)

※1 総合センターらぼーる、ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい

※2 額田地区交流センター、菅谷地区交流センター、戸多地区交流センター、木崎地区交流センター、各コミュニティセンター、総合センターらぼーるの全8か所。そのうち、各コミュニティセンター及び総合センターらぼーるの4か所は重複してカウント

※3 宮の池公園、みの内中央公園、みの内北公園、那珂総合公園、中谷原公園、中谷原西公園、上菅谷駅東公園、上菅谷駅西公園、高内公園、ふれあいの杜公園、竹ノ内第1～5公園

※4 一の関ため池親水公園、静峰ふるさと公園、清水洞の上公園

※5 上宿西住宅、かしま台住宅、中宿住宅、額田第2住宅、鷺内住宅、鴻巣住宅、静駅前住宅

■公共施設のバリアフリー化の状況（設置箇所数の内訳）

種別	施設名	箇所数	設置箇所
障がい者用駐車場	コミュニティセンター	4 箇所	額田地区交流センター・総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	地区交流センター	5 箇所	額田地区交流センター・総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	都市公園	1 箇所	那珂総合公園
	その他公園	2 箇所	静峰ふるさと公園・清水洞の上公園
障がい者用トイレ ★オストメイト用併設	コミュニティセンター	5 箇所	総合センターらぼーる（2 箇所）・ふれあいセンターよしの・★ふれあいセンターよこぼり・★ふれあいセンターごだい
	地区交流センター	6 箇所	額田地区交流センター・総合センターらぼーる（2 箇所）・ふれあいセンターよしの・★ふれあいセンターよこぼり・★ふれあいセンターごだい
	小学校(校舎)	7 校	横堀・額田・菅谷・菅谷西・五台・芳野・瓜連
	小学校(体育館)	3 校	★額田・菅谷・五台
	中学校(校舎)	4 校	第一・第二・第三・瓜連
	中学校(体育館)	1 校	瓜連
	都市公園	3 箇所	那珂総合公園・中谷原公園・ふれあいの杜公園
その他公園	3 箇所	一の関ため池親水公園・★静峰ふるさと公園・★清水洞の上公園	
点字ブロック	コミュニティセンター	4 箇所	総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	地区交流センター	4 箇所	総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	都市公園	2 箇所	那珂総合公園・ふれあいの杜公園
	その他公園	1 箇所	一の関ため池親水公園
スロープ	コミュニティセンター	4 箇所	総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	地区交流センター	6 箇所	額田地区交流センター・木崎地区交流センター・総合センターらぼーる・ふれあいセンターよしの・ふれあいセンターよこぼり・ふれあいセンターごだい
	小学校	8 校	横堀・額田・菅谷・菅谷東・菅谷西・五台・芳野・瓜連
	中学校	4 校	第一・第二・第三・瓜連
	都市公園	6 箇所	那珂総合公園・中谷原公園・ふれあいの杜公園・竹ノ内第2公園・竹ノ内第3公園・竹ノ内第5公園
	その他公園	3 箇所	一の関ため池親水公園・静峰ふるさと公園・清水洞の上公園
エレベーター	コミュニティセンター	1 箇所	総合センターらぼーる
	地区交流センター	1 箇所	総合センターらぼーる
	小学校	2 校	五台・瓜連
	中学校	1 校	第一
バリアフリー対応住宅 ☆障がい者対応住宅	市営住宅	121 戸 (☆2 戸)	鴻巣・静駅前・☆鷺内

《防災》

本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。また、「避難行動要支援者支援制度」により、障がい者等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。さらに、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと事業」と緊密に連携し、災害が発生した際には、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるシステムを構築しています。

市民の防災意識や地域における相互意識を高めていき、災害時の支援体制強化を行えるよう、災害時における障がい者等の支援体制づくりを段階的に進めています。

第2節 計画の理念と施策の体系

1 計画の理念

平成18年度に策定した「那珂市障がい者プラン」では、「ともに暮らし ともに輝くために」を計画の理念として掲げ、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会の実現をめざしてきました。

本計画の策定に先立ち、「第2次那珂市総合計画」の基本構想（平成30年度～令和9年度）の検討が進められ、“市の将来像”は「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」、保健・医療・福祉分野における“まちづくりの基本理念”は「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」と定められました。

これらのことを踏まえるとともに、障害者基本法の理念である「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という考え方を念頭におきながら、本計画では前計画の理念を継承することとしました。

ともに暮らし ともに輝くために

2 基本視点

計画の理念を実現するために、各種の施策が統一された目標に向かっていけるよう、次の3つの基本視点を設定します。

基本視点1：分野を横断する総合的な支援

保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・まちづくり等、地域で生活するうえで密接なかかわりのある事業については、各部署における事業の推進が“障がい者施策”に結びつくという共通認識のもと、分野を横断した連携により施策を実施します。

基本視点2：ライフステージに応じた一貫した支援

誕生から学校入学、思春期、そして成人期を経て高齢となるまで、生涯をとおして一貫した支援と、ライフステージに応じて必要となる施策を実施します。

基本視点3：バリアフリーの推進と共生社会の実現

“障がい者のための施策”は、誰もが住みよい地域社会の実現に結びつきます。障がい者の社会参加をはばむ、物理的・制度的・情報・こころの“4つのバリア”の解消とともに、人と人がお互いを尊重し合える共生社会の実現をめざして施策を実施します。

3 計画の基本目標と施策

計画の理念という“頂上”をめざし、基本視点を“道案内”として各種の施策を進めるうえで、“道標”となる6つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標及び基本目標に係るSDGs

基本目標1	保健・医療の充実 (安心して健康な生活を送る)	3 すべての人に健康と福祉を 
基本目標2	地域生活支援の充実 (自立と地域生活を総合的に支援する)	3 すべての人に健康と福祉を 
基本目標3	教育・育成の推進 (明るく希望に満ちてどの子も輝く)	4 質の高い教育をみんなに 
基本目標4	雇用・就労の支援 (いきいきと働くことができる職場の確保)	8 働きがいも経済成長も 
基本目標5	社会参加の促進 (だれもが生きがいをもって社会参加)	10 人や国の不平等をなくそう 
基本目標6	住みよいまちづくり (ともに暮らす住みよいまちづくり)	11 住み続けられるまちづくりを 

(2) 施策の方向

6つの基本目標を達成するため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて、体系化を図ります。

(3) 基本事業及び重点事業

障がい者施策を実施するための基本事業の中から、さらに生涯をとおして総合的に支援するため、ライフステージごとに重点事業を設定します。

4 施策の体系（一覧表）

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	番号	基本事業			
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援	1 保健・医療の充実	1 健康づくり・機能障がい予防の推進	1-1	乳幼児健康診査事業			
				1-2	乳幼児訪問事業			
				1-3	乳児健康相談事業			
				1-4	成人健康診査事業			
				1-5	成人保健指導事業			
				1-6	就園及び就学時健康診断			
				1-7	地域支援事業			
				1-追加1	高齢者健康づくり推進事業（新規）			
				1-8	こころの相談事業			
				1-9	うつ病等広報・啓発			
	2 ライフステージに応じた一貫した支援	2 地域生活支援の充実	2 地域リハビリテーションの充実	1-10	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣 *			
				1-11	自立支援医療			
				1-12	重度障がい者（児）の医療費助成			
				1-13	特定疾病療養費助成			
				1-14	リハビリテーション専門職との連携促進			
				3 バリアフリーの推進と共生社会の実現	3 障害福祉サービスの充実	1 障害福祉サービスの円滑な推進	2-1	障害支援区分認定審査会の運営
							2-2	障害支援区分の認定・サービス支給決定
							2-3	地域自立支援協議会の運営
							2-4	障害福祉サービス事業者の資質向上
							2-5	利用者保護促進事業
	3 地域生活支援事業の充実	2 障害福祉サービスの基盤整備	2 障害福祉サービスの基盤整備				2-6	障害福祉サービスの給付
							2-7	障害福祉サービスの供給確保
							2-追加1	障がい者福祉と高齢者福祉の連携推進（新規）
							2-追加2	地域生活支援拠点等の運用と機能の充実（新規）
							2-8	相談支援事業
				2-9	成年後見制度利用支援事業			
				2-10	意思疎通支援事業			
				2-追加3	手話奉仕員養成研修事業（新規）			
				2-11	日常生活用具給付事業			
				2-12	移動支援事業			
	4 在宅サービスの基盤整備	3 地域生活支援事業の充実	3 地域生活支援事業の充実	2-13	地域活動支援センター事業			
				2-14	訪問入浴サービス事業			
				2-15	巡回専門員派遣事業			
				2-16	自動車運転免許取得費・改造費助成事業			
				2-17	日中一時支援事業			
				2-18	障害者虐待防止対策事業			
				2-19	更生訓練費給付事業			
				2-20	障害者手帳の交付			
				2-21	タクシー利用助成事業			
				2-22	福祉有償運送運営協議会設置事業			
5 生活安定・経済的自立の支援	4 在宅サービスの基盤整備	4 在宅サービスの基盤整備	2-23	障がい者相談員事業				
			2-24	日常生活自立支援事業				
			2-25	配食サービス事業				
			2-26	紙おむつ等購入費助成事業				
			2-27	障がい者対象公営住宅の整備				
			2-28	専門職マンパワーの確保				
			2-29	障害基礎年金の支給				
			2-30	特別障害給付金の支給				
			2-31	特別児童扶養手当の支給				
			2-32	特別障害者手当の支給				
5 生活安定・経済的自立の支援	5 生活安定・経済的自立の支援	5 生活安定・経済的自立の支援	2-33	障害児福祉手当の支給				
			2-34	経過的福祉手当の支給				
			2-35	在宅心身障害者（児）福祉手当の支給				
			2-36	難病患者福祉手当の支給				
			2-37	心身障害者扶養共済制度				
			2-38	外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給				
			2-39	生活福祉資金の貸付				
			2-40	税や各種割引・減免制度の周知				

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	番号	基本事業	
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援	3 教育・育成の推進	1 障がい児の育成支援	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）	
				3-2	家庭児童相談事業	
				1-6	就園及び就学時健康診断（再掲）	
				3-3	就学指導の実施	
				3-4	障がい児支援体制の構築	
				3-5	発達障がい児等の相談、支援事業	
				3-6	障害児通所支援の充実	
			3-追加1	医療的ケアを必要とする障がい児への支援（新規）		
			3-7	児童虐待の防止		
			3-8	特別支援教育コーディネーターの配置		
			3-9	障がい児学習指導員の配置		
			1-10	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣（再掲）		
			3-10	通級指導の実施		
			3-11	特別支援学級		
	3-12	教職員等研修の実施				
	3-13	福祉教育・交流教育の実施				
	3-14	学校施設のバリアフリー化				
	2 ライフステージに応じた一貫した支援	就4 分の 雇用 支援・	1 雇用・就労の場の拡大	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進	
				4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進	
		4-3		就労支援ネットワークの活用		
		2 職業リハビリテーションの充実	4-4	障害福祉サービスによる就労支援事業所の確保		
			4-5	特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進		
			5 社会参加の促進	1 文化・芸術、スポーツ活動等の振興	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
					5-2	スポーツ大会への参加促進
					5-3	文化・芸術活動への参加促進 *
					5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮 *
					5-5	障がい者の読書環境の充実
	5-6	障がい児の参加する生涯学習事業				
	2 情報提供・コミュニケーション支援の充実	5-7	障がい者交流事業			
		2-10	意思疎通支援事業（再掲）			
		5-8	情報のバリアフリー化の推進			
	3 選挙における投票行動の促進	5-9	選挙情報の提供			
		5-10	郵便等投票制度の周知・啓発			
		5-11	投票所のバリアフリー化			
	3 バリアフリーの推進と共生社会の実現	6 住みよいまちづくり	1 バリアフリーの生活環境整備	6-1	福祉ガイドマップの作成	
				6-2	公共的施設のバリアフリー化	
6-3				道路・交通安全対策の推進		
6-4				交通手段の確保		
2 災害時支援・防犯対策の推進		6-5	市の附属機関等への障がい者の参画、登用			
		6-6	地域防災計画の推進			
		6-7	避難行動要支援者支援体制の構築			
3 地域支援体制の整備		6-8	緊急時の情報配信の徹底			
		6-9	消費者被害の防犯対策の推進			
		6-10	社会福祉協議会との連携			
		6-追加1	ふくし相談センター（新規）			
		6-11	障がい者の虐待防止			
4 障がいのある人についての理解の促進		6-12	ボランティア活動の振興			
		6-13	障がい者団体等活動支援			
		3-13	福祉教育・交流教育の実施（再掲）			
	6-14	障がい者理解についての啓発・広報の推進				
	6-15	障がい者差別の防止				
	6-追加2	合理的配慮助成金（新規）				
6-追加3	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布（新規）					

重点事業 (再掲) 再掲事業
 * 事業名変更 (新規) 新規事業

第2章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

現 状

アンケート調査（令和2年度実施）の結果によると、障がい者のために必要な施策として最も多くあげられたのは、「病気や障がいの早期発見・予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育・相談を進める」であり、各種健診や相談対応の重要性は依然として高くなっています。

月1回以上医療機関にかかる人の割合は63.8%となっており、なかでも、精神障がい者は83.3%が月1回以上医療機関にかかっています。手帳の交付状況等（令和元年度）をみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者は380人となっており、平成25年度と比較して1.8倍に増加しています。また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の所持者数は878人で、障がい者全体^{※15}の23.0%に上っています。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策の満足度	45.3%	51.5%	65%
	*保健・医療・福祉等のネットワークの満足度	52.7%	58.4%	66%

課 題

機能障がいの原因となる疾病を予防するため、各種健康診査や健康相談、保健指導事業、介護予防事業等の充実を図り、健康づくりに関する意識啓発と疾病の予防・早期治療につなげていくことが重要です。

また、障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、保健・医療・福祉のほか、教育・保育等も含む関係機関が連携を図り、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられるよう、支援の体制を充実させていく必要があります。

うつ病等こころの病については、その予防とあわせて精神疾患全般についての正しい知識と理解の促進が求められます。精神障がい者やその家族を支えるための体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが重要となります。

- ・ 施策の方向1 健康づくり・機能障がい予防の推進
- ・ 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進
- ・ 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

※15 障がい者全体：ここでは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の所持者の合計とした。

【凡例】

- ・「充実」：既存の事業で今後充実を図るもの。
- ・「継続」：既存の事業で今後も継続して実施するもの。
- ・「新規」：計画年度期間中に実施するもの、又は今後新たに実施を予定しているもの。
- ・◇欄の実績数値は、令和元年度実績。
- ・アンケートの数字は令和2年度実施のもの。
- ・番号の 囲みは、重点事業。

施策の方向1 健康づくり・機能障がい予防の推進

乳幼児期の各種相談、健康診査や母子保健事業を通し、機能障がいの早期発見・早期療育につなげるよう努めます。また、成人期には、生活習慣病の重症化による障がいを予防するため、健康診査や保健指導を実施します。

〈基本事業〉

1-1 乳幼児健康診査事業（充実）

【担当課：健康推進課】

乳児一般健康診査、1歳6か月児健診、3歳児健診を継続して実施するとともに、積極的に勧奨することにより受診率向上に努めます。

健診の際には、育児の悩みや不安への対応をし、心身の発育発達異常・疾病の早期発見・早期療育に努め、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、健診スタッフのスキル向上を図り、関係機関と連携し、支援します。

◇受診者数：乳児一般 562人、1歳6か月児 324人、3歳児 326人

1-2 乳幼児訪問事業（継続）

【担当課：健康推進課】

生後4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、こどもの成長、子育てに関する情報提供等を行います。また、発育・発達や養育面で支援が必要な乳幼児の家庭を訪問し、個々の状況に応じて、相談や保健指導、情報提供等を行います。

◇訪問数：乳児 444人、幼児 28人

1-3 乳児健康相談事業（継続）

【担当課：健康推進課】

保健師や栄養士等により乳児（4・7・12か月児）の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるよう対応します。

◇相談延べ人数：838人

1-4 成人健康診査事業（継続）

【担当課：保険課、健康推進課】

18歳から39歳には生活習慣病予防健診を、40歳から74歳までの国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。

未受診者へは過去の受診状況等により異なるアプローチを用いる等、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことにより受診を促します。健康意識の向上をめざすことにより、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。

◇特定健康診査受診者数：3,947人

1-5 成人保健指導事業（継続）

【担当課：保険課、健康推進課】

脳卒中や心筋梗塞、腎不全、認知症等の機能障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から高血圧や高血糖、脂質異常、メタボリックシンドローム等のリスクを持つかたに保健指導を行います。

◇指導を受けた人数：特定保健指導 232人、特定保健指導以外 867人

1-6 就園及び就学時健康診断（継続）

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや機能障がいの早期発見を図ります。また、そのような幼児・児童がいた場合には、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

1-7 地域支援事業（充実）

【担当課：介護長寿課】

高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、主に要支援1・2のかたを対象に、訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業を行います。

1-追加1 高齢者健康づくり推進事業（新規）

【担当課：健康推進課、保険課、介護長寿課】

高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するため、地域の高齢者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を介護予防事業と一体的に行います。

施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進

心の病についての正しい知識を普及することにより、予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

〈基本事業〉

1-8 心の相談事業（継続）

【担当課：健康推進課】

心の悩みを抱える人や精神障がい及びその家族等が、医療や社会生活上の悩みについて精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。また、広報紙やポスター等により心の相談の周知に努めます。

◇実施回数：6回 ◇相談件数：10件

1-9 うつ病等広報・啓発（継続）

【担当課：健康推進課、社会福祉課】

広報紙やインターネットの活用、講演会の実施、各種の保健福祉事業におけるパンフレットの配布等を行うことにより広くPR活動を行い、うつ病等の正しい知識の普及・啓発を行います。また、ゲートキーパー等の人材養成にも努めます。

◇講演会参加者数：110人（1回）

1-10 スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣（継続）*事業名変更

【担当課：学校教育課】

小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育支援センターと連携、協力して、暴力行為・いじめ・不登校等の児童・生徒の問題行動等課題の未然防止・早期発見及び早期解決を図ります。

また、特別支援教育専門家派遣事業を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について専門的な助言等を受け、特別支援教育の充実を図ります。

◇スクールカウンセラー配置数：3人（14校） ◇相談件数：665件

◇巡回相談及び特別支援教育専門家派遣回数：17回（4校）

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度（マル福）等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

〈基本事業〉

1-11 自立支援医療（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害者総合支援法による自立支援医療のうち、更生医療（18歳以上の身体障がい者が対象）及び育成医療（18歳未満の身体障がい児が対象）によって、機能障がい除去・軽減する治療に対する給付を行います。また、精神通院医療（県が実施機関）については、申請受付事務を行い、継続的な通院が必要なかが給付制度を受けられるよう支援します。

◇更生医療：12人（内部障害7人、免疫機能障害2人、聴覚障害3人）

◇育成医療：2人（音声・言語・そしゃく機能障害2人）

◇精神通院医療：878人

1-12 重度障がい者（児）の医療費助成（継続）

【担当課：社会福祉課】

医療福祉費支給制度（マル福）により、重度の障がい者及び障がい児に対し、医療費の自己負担分について助成します。

◇対象者数：1,080人

1-13 特定疾病療養費助成（継続）

【担当課：保険課】

高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない人工透析を実施している慢性腎不全、血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8・9因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療をしているかたに対して特定疾病療養受療証を交付し、治療にかかる負担を軽減します。

◇対象者数：国民健康保険27人、後期高齢者医療97人

1-14 リハビリテーション専門職との連携促進（継続）

【担当課：介護長寿課】

リハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下した高齢者に対し、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現のために支援します。

基本目標2 地域生活支援の充実

現 状

アンケート調査の結果によると、日常生活を送るうえで介助してくれる人が「いる」と回答したかたは48.8%となっており、そのなかでも、家族による介護が67.6%を占めております。また、家族介助者の年齢をみると、その64.3%が60歳以上（70歳以上は44.9%）となっており、介助者の高齢化も顕著となっています。

障害福祉サービス等の利用意向については、身体障がい者では居宅介護や自立訓練、生活介護が、知的障がい者では就労継続支援B型や生活介護、精神障がい者では就労移行支援や就労継続支援A型・B型が、自立生活援助等の利用意向が高くなっています。また、短期入所については、いずれの障がいにおいても利用意向が高く、特に知的障がい者と精神障がい者では利用意向が高くなっています。

障害福祉サービス等に関して困ったことは、「サービス利用の手続きが面倒」、「サービスの種類が少ない」、「利用料が高い」等の回答が上位にあげられており、特に知的障がい者では「サービスの種類が少ない」が、精神障がい者では「サービス利用の手続きが面倒」が高い割合になっています。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
地域生活支援の充実	* 福祉サービス等の相談体制の満足度	65.9%	59.5%	80%
	* 福祉サービスの利用しやすさの満足度	62.2%	58.8%	75%

課 題

障がい者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、さまざまな制度やサービスを適切に、また総合的に活用することが必要です。そのためにも、障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業の実施はもとより、利用の第一歩となる各種制度等の周知徹底や相談支援事業の充実が重要です。

また、令和3年度から開始する地域生活支援拠点等を適切に運用していくとともに、引き続き地域における相談や体験の機会、緊急時の受け入れ体制等の機能を強化していく必要があります。加えて、障がい者等の高齢化にも対応し、切れ目のない支援を行っていくために、関係機関が連携し、分野を超えた柔軟なサービス提供体制の確保が求められます。

- ・ 施策の方向1 障害福祉サービスの円滑な推進
- ・ 施策の方向2 障害福祉サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向3 地域生活支援事業の充実
- ・ 施策の方向4 在宅サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

施策の方向1 障害福祉サービスの円滑な推進

障害福祉サービスを給付するための手続きを適切かつ円滑に実施します。また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障害福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

〈基本事業〉

2-1 障害支援区分認定審査会の運営（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について専門性と客観性の担保に努めるとともに、公正、公平及び適切な意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

◇審査会:6合議体 ◇審査委員:30人 ◇開催数:18回 ◇審査件数:106件

2-2 障害支援区分の認定・サービス支給決定（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等からのサービス利用申請について、障害支援区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定に当たっては、利用者の意向や介護者、住環境の状況等により必要性を勘案したサービス等利用計画に基づき適正に支給決定を行います。

◇サービス支給決定者数：422人

2-3 地域自立支援協議会の運営（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がい者等への支援の充実を図るとともに関係機関との連携を緊密にし、迅速かつ適切な支援を行います。

また、相談支援部会や就労支援部会等の専門部会を設置し、課題に沿った情報交換や事例検討等を行い、専門性を生かした協議を行います。

◇開催数：全16回

2-4 障害福祉サービス事業者の資質向上（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス事業者は、そのサービスの質の向上に努めるものとし、また、県及び市は、事業所実地指導の方針に基づいた実地検査等を通じて、障害福祉サービスの適正な運営を指導します。

2-5 利用者保護促進事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障害福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、窓口等で丁寧かつ速やかに対応します。障害支援区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができることを適切に周知します。

施策の方向2 障害福祉サービスの基盤整備

障がい者等の地域生活を支援するために、必要な障害福祉サービスを提供するとともに、制度の普及・周知を行います。また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

〈基本事業〉

2-6 障害福祉サービスの給付（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害者総合支援法等に基づき、障害福祉サービスの提供を行います（別表）。また、障がい者等が必要とするサービスを適切に利用できるよう、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。

◇サービス延べ利用者数：7,005人

※児童通所支援サービスを除く。

（別表）障害福祉サービスの概要

訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時において移動に必要な情報の提供や、その他必要な援護を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、その他行動の際に必要な援護を行います。
		重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
		療養介護	病院等の施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。
		短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合等に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画により行います。
		就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。
居住系サービス	訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
補装具費の支給		義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費又は修理費を支給します。	

※訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、外出時等に利用したりするサービス

※日中活動系サービス：施設等で昼間に利用できるサービス

※居住系サービス：入所施設等での住まいの場におけるサービス

2-7 障害福祉サービスの供給確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。

◇市内サービス事業所：30 事業所

2-追加1 障がい者福祉と高齢者福祉の連携推進（新規）

【担当課：社会福祉課、介護長寿課】

障がい者等の高齢化に対応し、65歳以降も安心して使い慣れたサービスが受けられるよう、共生型サービス等の制度の周知を図るとともに、関係機関の連携により、切れ目のない支援を行います。

2-追加2 地域生活支援拠点等の運用と機能の充実（新規）

【担当課：社会福祉課・社会福祉協議会】

令和3年度までに設置する地域生活支援拠点等の円滑な運用を図るとともに、今後のさらなる機能強化に向けて、定期的に運用状況の検証を行います。

緊急時の支援が見込めない者（主に障害福祉サービスの未利用者）を事前に把握し、名簿への登録に努め、常時の連絡体制を確保するとともに、サービスの利用につなげます。

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

障害福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて実施するものとして地域生活支援事業があります。法定の必須事業のほかに、任意事業を設定して地域での生活に必要な支援を実施します。必須事業のうち、未実施の事業については、今後の課題として実施について検討していきます。

《必須事業：2-8～2-10、2-追加3、2-11～2-13の事業》

《任意事業：2-14～2-19の事業》

〈基本事業〉

2-8 相談支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

相談支援事業所において、一般相談・特別相談に応じるほか、サービス等利用計画の作成や地域移行・地域定着への支援等を包括的に実施することにより、障がい者等の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

また、障がい児については、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所による専門的な支援を実施します。

いずれの相談においても、気軽に相談できるよう周知に努めます。

◇一般相談件数：1,928件 ◇特別相談件数：9件

※一般相談：訪問、来所、電話等により受ける相談

※特別相談：障がい者自身やその家族である相談員が、障がい当事者と同じ立場に立って相談を受ける暮らしの相談や、こども発達相談センターに出向いて応じる相談

2-9 成年後見制度利用支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課、介護長寿課】

判断能力が十分でない障がい者や認知症高齢者が、不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援するとともに、県央地域定住自立圏の構成市町村と連携し、制度の普及・啓発を図ることにより、障がい者や認知症高齢者の権利擁護を推進します。

2-10 意思疎通支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。また、制度に関する周知徹底を行い、利用促進を図ります。

◇利用件数：45件

2-追加3 手話奉仕員養成研修事業（新規）

【担当課：社会福祉課】

聴覚障がいのあるかた等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。

2-11 日常生活用具給付事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

重度障がい者が円滑な日常生活を送れるよう、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を行います。

また、障がい者の日常生活に添った給付と、利便性の向上を図るため、対象種目や基準額の見直し等を適宜実施します。

◇給付等件数：1,321件

2-12 移動支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等が円滑に外出することができるよう、外出先での支援を行います。

なお、視覚障がい者については、「同行援護」として障害福祉サービスの個別給付で対応します。

◇移動支援利用者数：38人

◇移動支援利用延べ時間：2,330時間

◇移動支援事業所数：12事業所

2-13 地域活動支援センター事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

通所事業として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者等の自立促進と生活の質の向上を図ります。また、制度に関する周知を行い、利用促進を図ります。

◇市内地域活動支援センター 1か所（登録者数：25人）

◇市外地域活動支援センター 2か所（登録者数：79人）

2-14 訪問入浴サービス事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行います。

◇利用件数：287件

2-15 巡回専門員派遣事業（継続）

【担当課：こども課（こども発達相談センター）、学校教育課（教育支援センター）】

こどもの発達に関する知識を有する専門員が、保育所（園）、幼稚園等を巡回し、施設等の職員やこどもの発達に不安を感じている保護者に対する発達相談を実施し、発達障がい等の早期対応のための助言等を行います。

◇こども発達相談センター

◇教育支援センター

巡回施設数：12 か所

巡回施設数：14 か所

訪問延べ回数：102 回

訪問延べ回数：58 回

保護者相談延べ件数：39 件

相談延べ件数：150 件

2-16 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障がい者の自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

◇助成件数：免許取得費 0件、自動車改造費用 2件

2-17 日中一時支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、介護者である家族の負担を軽減し、就労の支援及び一時的な休息の確保を図ります。

◇利用者数：139 人

◇利用延べ回数：8,183 回

◇事業所数：54 事業所

2-18 障害者虐待防止対策事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの届出を受理し、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。

また、障がい者の尊厳を守り、障がい者虐待の未然防止並びに自立や社会参加を促進するために虐待防止に関する広報・啓発を行います。

◇相談延べ件数：7 人

◇研修会参加者数：65 人

2-19 更生訓練費給付事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対して更生訓練費（訓練に係る消耗品等の補助、通所のための経費の補助）を支給し、社会復帰の促進を図ります。

◇利用者数：19 人

施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

障がい者が、地域で快適に安心して生活を送るため、必要な環境整備を行います。制度対象の基本となる障害者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活にかかわる各種事業については、障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

〈基本事業〉

2-20 障害者手帳の交付（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障害者手帳は、認定基準に則り適切な発行に努めます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は適切な交付事務に努めます。

◇身体障害者手帳交付件数：新規 97 件、再交付 44 件

2-21 タクシー利用助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

一定の要件を満たした在宅の障がい者、要介護認定者及び難病患者に対してタクシー利用券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。

◇利用者数： 243 人

2-22 福祉有償運送運営協議会設置事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

心身の状態により公共交通機関の利用が困難なかたの移動の支援を目的として、NPO 法人等が実施する福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。

◇有償運送実施団体：6事業所 ◇利用登録者数： 84 人

2-23 障がい者相談員事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい者として身体障がい者本人あるいは知的障がい者の保護者に、障がい者相談員の業務を委託します。障がい者が持つ悩みの相談に応じるほか、指導や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

◇相談員数：身体障がい者相談員 4 人、知的障がい者相談員 1 人

2-24 日常生活自立支援事業（継続）

【担当課：社会福祉協議会】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して生活できるよう日常生活に必要な福祉サービスの手続きや金銭管理の支援を行います。

◇利用者数：17 人

2-25 配食サービス事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者に対して定期的に食事を届けることにより、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。

◇利用者数： 140人

2-26 紙おむつ等購入費助成事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

重度の身体又は知的障がい者、障がい児、在宅の寝たきり又は認知症の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成することにより、介護に当たる家族の精神的・経済的負担を軽減します。

◇利用者数： 239人

2-27 障がい者対象公営住宅の整備（継続）

【担当課：建築課】

障がい者対応の市営住宅の維持・管理を行います。

◇障がい者対応住宅： 鷺内住宅 2戸

◇バリアフリー対応住宅： 鴻巣住宅（段差なし・手すり設置、51戸）
静駅前住宅（段差なし・手すり設置、70戸）**2-28 専門職マンパワーの確保（継続）**

【担当課：社会福祉課、健康推進課、こども課】

特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、総合保健福祉センターやこども発達相談センター等に精神保健福祉士、心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。

◇配置数：精神保健福祉士 2人、心理士 1名

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

地域で自立した生活を送るうえでの第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障害年金や各種手当、各種減免の制度については、対象者がもれなく受給できるよう制度の周知を実施するとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

〈基本事業〉

2-29 障害基礎年金の支給（継続）

【担当課：保険課】

障害年金は、障がい者が経済的自立を図るうえで極めて重要な役割を果たすものです。国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たしているかたが一定の障がいの状態になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしているかたが60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、又は20歳前に障がい者になったとき、請求等の手続きを支援します。

◇受給者数：1級 330人、2級 472人

2-30 特別障害給付金の支給（継続）

【担当課：保険課】

無年金障がい者を救済するために国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮し、福祉的措置として支給されるものです。国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受け取れないかたで障害基礎年金の要件と同じ障がい者に対し、給付金請求等の手続きを支援します。

◇受給者数：4人

2-31 特別児童扶養手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体、知的又は精神障がい等のある20歳未満の児童の父母又は養護者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

◇対象児童数：1級 56人、2級 46人

2-32 特別障害者手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅で常時特別な介護を必要とする著しく重度の障がいを持つかたに対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

◇支給者数：44人

2-33 障害児福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅で常時介護を必要とする重度の障がいを持つ20歳未満の児童に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

◇支給者数：30人

2-34 経過的福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されないかたに手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

◇支給者数：2人

2-35 在宅心身障害者（児）福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の重度の障がい者又は障がい児を介護しているかたに手当を支給することにより、介護するかたとその家族の福祉の増進を図ります。

◇支給者数：障がい者 170人、障がい児 80人

2-36 難病患者福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

難病患者に対し手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図ります。

◇支給者数：394人

2-37 心身障害者扶養共済制度（継続）

【担当課：社会福祉課】

心身障害者扶養共済制度は、障がい者を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がい者に年金が支給される制度です。障がい者の生活の安定と保護者が抱く不安の軽減を図るため、制度の周知を図るとともに、請求等の手続きを支援します。

2-38 外国人高齢者及び重度身体障害者福祉手当の支給（継続）

【担当：介護長寿課】

市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

2-39 生活福祉資金の貸付（継続）

【担当：社会福祉協議会】

低所得者や障がい者、高齢者に対し資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲を助長します。

◇利用者数：28人

2-40 税や各種割引・減免制度の周知（継続）

【担当：社会福祉課】

障害者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当するかたへ周知を図ります。

基本目標3 教育・育成の推進

現 状

障がい児の就学状況をみると、令和2年5月1日現在で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は219人（在校児童・生徒数の5.6%、平成29年度との比較で65人増）、近隣の特別支援学校6校に在籍する児童・生徒は、小・中・高等部の合計で90人（平成29年度との比較で12人増）となっており、少子化が進行するなかでも増加を続けています。

一方、アンケート調査の結果によると、障がい児の教育・育成について、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は、全体集計で56.8%、障がい児のみの集計で51.5%と、平成29年度の結果と比較すると満足度は上がっているものの、令和5年度の目標値とは開きがある状況です。

また、学校や施設等への要望として、「通所・通学手段の確保」「周囲の障がい児理解」「長期休暇時の対応」の割合が高く、放課後や長期休業中等、幼稚園や保育所、学校等にいる以外の時間に希望する過ごし方としては、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」との声が多く挙げられています。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
教育・育成の推進	* 障がい児の教育・育成の満足度(全体)	55.9%	56.8%	85%
	* 障がい児の教育・育成の満足度(障がい児)	37.0%	51.5%	60%

課 題

障がい児の乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・保育・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的に行うことが必要です。

幼稚園・保育所等への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となります。保護者との信頼関係を構築したうえで、特別支援学校の選択も視野に入れながら、関係機関による一貫した支援が望まれます。

また、発達障がいについては、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、こども発達相談センターを中心に、障がい児やその家族に対する支援の充実が求められます。

- ・ 施策の方向1 障がい児の育成支援
- ・ 施策の方向2 特別支援教育の推進

施策の方向1 障がい児の育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じてかかわる関係機関が連携体制を緊密にすることにより、終始一貫した支援を実施します。

〈基本事業〉

3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園等）（継続）

【担当課：こども課、学校教育課】

保育所や幼稚園等に日々通所し、集団保育が可能な障がい児に対し、保育士等を加配し、障がい児への適切な保育を実施します。また、発達障がい児等に対しては、こども発達相談センターと連携を図ります。

3-2 家庭児童相談事業（継続）

【担当課：こども課】

家庭児童相談員を配置し、不登校、生活習慣、機能障がい、非行等のこどもの養育、児童虐待に関することについて、関係機関と連携を図りながら相談や支援を行います。

◇相談件数：1,495件

1-6 就園及び就学时健康診断（継続） *再掲

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや機能障がいの早期発見を図ります。また、そのような幼児・児童がいた場合には、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

3-3 就学指導の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

教育支援センターの就学支援担当者が、巡回指導により障がい児への適正な就学指導を実施します。

3-4 障がい児支援体制の構築（継続）

【担当課：社会福祉課、こども課、健康推進課、学校教育課、社会福祉協議会】

障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作り、障がい児の将来に向けた自立と社会参加の促進を図ります。

3-5 発達障がい児等の相談、支援事業（充実）

【担当課：こども課（こども発達相談センター）】

心身の発達に遅れ、あるいはその疑いのある乳幼児及びその保護者、また、関係者の総合的な相談窓口として、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関と連携を図りながら相談や親子教室等による支援、子育て研修等を行います。

◇相談・親子教室等利用実人数：243人

◇ペアレントトレーニング延べ参加者数：22人

3-6 障害児通所支援の充実（継続）

【担当課：社会福祉課】

発達の遅れ等による機能障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。

◇障がい児通所施設への通所者数：120人

3-追加1 医療的ケアを必要とする障がい児への支援（新規）

【担当課：社会福祉課、こども課】

医療的ケアを必要とする障がい児が切れ目のない支援を受けられるよう、保健、医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場を設置・開催するとともに、医療的ケア児に対する支援を進めます。

3-7 児童虐待の防止（継続）

【担当課：こども課、健康推進課、学校教育課】

児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育所や幼稚園、小中学校等からの情報等を活用して早期発見に努めます。また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、ネットワーク会議を開催して問題の解決を図ります。

◇ネットワーク会議開催回数：代表者会議 1回、実務者会議 42回、
個別会議 60回

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級での指導等により障がい児の学習を支援します。また、「障がい」への理解を深めるため、教職員等に対して研修を行うほか、児童・生徒については、学校教育における体験学習等をとおして「豊かな心」を育てます。

〈基本事業〉

3-8 特別支援教育コーディネーターの配置（継続）

【担当課：学校教育課】

各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実を図ります。

◇配置校数：全校 ◇配置数：14人（各校1人以上）

3-9 障がい児学習指導員の配置（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児の在籍する学級に、学習指導員を配置し、一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな指導を行います。

また、生活指導員を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して校内生活の支援を行います。

◇学習指導員 配置校数：小学校8校・中学校1校 配置数：9人

◇生活指導員 配置校数：小学校6校・中学校1校 配置数：17人

1-10 スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣（継続） *再掲

【担当課：学校教育課】

小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育支援センターと連携、協力して、暴力行為・いじめ・不登校等の児童・生徒の問題行動等課題の未然防止・早期発見及び早期解決を図ります。

また、特別支援教育専門家派遣事業を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について専門的な助言等を受け、特別支援教育の充実を図ります。

◇スクールカウンセラー配置数：3人（14校） ◇相談件数：665件

◇巡回相談及び特別支援教育専門家派遣回数：17回（4校）

3-10 通級指導の実施（継続）

【担当：学校教育課】

小学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、通級指導教室で能力や適性に応じた指導を行います。

◇通級学級数：3学級 ◇通級児童数：44人

3-11 特別支援学級（継続）

【担当課：学校教育課】

小学校及び中学校に知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がい児に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援をします。

◇設置数（在籍者数）： 小学校 8校・27学級（138人）
中学校 5校・15学級（66人）

3-12 教職員等研修の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

通常の学級に障がい児が在籍していることから、教職員等の特別支援教育に対する理解を深めるため研修を行います。

3-13 福祉教育・交流教育の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関と連携してボランティア活動等、地域での体験学習や特別支援学校の児童・生徒との交流活動を実施することにより「豊かな心」を育成し、教職員と児童・生徒の障がい者理解が深まるように取組みます。

3-14 学校施設のバリアフリー化（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。

◇小学校：スロープ8校、障がい者用トイレ（校舎7校、体育館3校）、エレベーター2校

◇中学校：スロープ4校、障がい者用トイレ（校舎4校、体育館1校）、エレベーター1校、車いす用階段昇降車1校

基本目標4 雇用・就労の支援

現 状

障がい者の就労に関する状況をみると、法定雇用率の引き上げに伴い、障がい者の雇用数は着実に増加しているものの、茨城県内の民間企業における法定雇用率の達成割合は約5割で、県内の障がい者就労面接会における採用決定人数は減少傾向となっています。

アンケート調査の結果によると、日中の過ごし方で「会社等で働いている」と回答したかたは20.2%となっています。そのうち「正社員によるフルタイム勤務」は47.5%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」は34.7%となっており、パート・アルバイト等の割合は、特に精神障がい者で53.8%と高くなっています。また、障がい者のために必要な施策として、「障がいのある人の働く場を確保し、就労環境を改善する」が24.2%（知的障がい者で37.5%、精神障がい者で46.3%）と上位にあげられており、雇用・就労に対する支援への期待は大きくなっています。

本市の雇用・就労支援施策について、「満足」「どちらかといえば満足」と回答したかたの割合は、“雇用の場・就労の場の確保”で46.3%、“職業訓練・職業能力の開発”で54.2%となっており、令和5年度の目標値とは開きがある状況です。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保の満足度	40.8%	46.3%	65%
	*職業訓練・職業能力の開発の満足度	45.1%	54.2%	65%

課 題

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用に関連する各種法制度や助成制度の周知を図り、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障害福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図るとともに、就労後の職場定着を支援する体制の整備が求められます。

- ・ 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- ・ 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター（県内福祉圏域ごとに1か所所在）」を活用しながら、ハローワークをはじめ、関係機関と連携して横断的・総合的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解啓発を進めるとともに、障がい者が雇用されている企業や障害者就労支援施設等に官公庁が行う発注を優先的に行うことにより、継続的な雇用の確保を図ります。

〈基本事業〉

4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進（充実）

【担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会】

地域自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、商工会及びハローワーク等関係団体と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者差別解消法」の努力義務を周知していくとともに「障害者雇用促進法」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行い、雇用に関する理解の促進に努めます。

4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進（充実）

【担当課：社会福祉課】

障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障害者就労支援事業所や障がい者等を雇用する事業所に対して官公庁が行う発注を優先的に行うことにより、障がい者等の仕事、賃金の確保と雇用の促進を図ります。また、事業所の受発注センターへの登録の支援等、民間からの受注の拡大についても促進に努めます。

◇那珂市役所における令和元年度の調達実績

事業所数：7事業所

調達元課室数 11 課室

調達物品等数 17 本

調達内容：役務（除草、清掃、印刷製本 等）

物品（弁当、パン、花苗 等）

調達実績額：2,093,745 円

4-3 就労支援ネットワークの活用（継続）

【担当課：社会福祉課、商工観光課】

ハローワークをはじめ、「障害者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がい者等の就労を進めます。

また、庁内においても連絡体制（那珂市就労活動支援推進連絡会）を活用し、障がい者雇用に関する情報の共有を図ります。

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障害福祉サービスの利用において、就労支援事業所で就労訓練を提供します。また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者のなかで、就労に意欲のある人については、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の施策を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

〈基本事業〉

4-4 障害福祉サービスによる就労支援事業所の確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。

◇市内障害者就労支援事業所数：13 事業所

4-5 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進（継続）

【担当課：社会福祉課】

特別支援学校卒業後の進路として一般就労、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の施策を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。

基本目標5 社会参加の促進

現 状

アンケート調査の結果によると、月に2～3回程度以上の外出者割合は87.9%で、9割近くのかたが月に2～3回程度外出できている状況です。しかし、外出の状況をどう思うかについての質問では、「もっと外出したい」というかたが全体で15.4%、特に知的障がい者で見ると23.6%がもっと外出したいと回答しています。

また、本市の情報保障・コミュニケーション支援について、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は53.9%となっており、令和5年度の目標値とは開きがある状況です。

障がいのないかたへのアンケート調査の結果によると身近な地域の行事参加について「障がい者は参加しやすい・条件をつけて参加しやすいと思う」に回答されたかたは18.1%、「参加しやすすくないと思う」と回答したかたは35.0%となっており、障がいのないかたから見ても、障がい者が地域の行事に参加するためには、これまで以上の理解促進、合理的配慮が必要であることが伺えます。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
社会参加の促進	* 情報保障・コミュニケーション支援の満足度	47.5%	53.9%	65%
	* 月に2～3回程度以上の外出者割合	88.0%	87.9%	95%

課 題

障害者基本法では、共生社会をめざすうえで、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、あらゆる分野の活動に参加する等の機会が確保されなければならないこと、障がい者が活動に参加する際等には、「合理的配慮」をしなければならないこととされ、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障がい者の社会参加を促進するためには、「合理的配慮」を施したうえで各種活動の機会を提供することや、さまざまな地域の情報を広く周知することが重要です。それとともに、社会的障壁の除去、道路・交通のバリアフリー化、福祉サービスによる移動の支援やコミュニケーション手段の確保等、総合的に環境が整備された「住みよいまち」であることが必要です。

- ・ 施策の方向1 文化・芸術、スポーツ活動等の振興
- ・ 施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- ・ 施策の方向3 選挙における投票行動の促進

施策の方向1 文化・芸術、スポーツ活動等の振興

文化・芸術は、心の豊かさや他者との相互理解を進める力があり、その活動においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが対等に享受・創造する権利を持っています。スポーツ・レクリエーション活動については、参加者誰もが生きがいや楽しみを向上させる活動です。これらの活動を、健康の保持・増進するための活動として位置づけ、障がい者の参加を支援します。これらの活動の推進にあたっては、障がい者に参加の促進をするとともに、開催する側に対し、合理的配慮の普及・啓発を行います。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために必要な施策を講じます。

〈基本事業〉

5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（充実）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

障がい者の体力増進や交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室の開催においては、障がい者が参加しやすい種目や環境の整備に取り組めます。

5-2 スポーツ大会への参加促進（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

「茨城県身体障害者スポーツ大会」や知的障がい者の「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を支援します。

◇参加者数：17人

5-3 文化・芸術活動への参加促進（継続） *事業名変更

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

障がい者が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動を実施する際に協力するとともに、法に基づき障がい者による文化芸術活動の促進に努めます。

5-4 文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮（充実） *事業名変更

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市や各種団体が主催する文化・芸術、スポーツ活動等において、障がい者に参加の促進をするため、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うとともに普及・啓発を実施します。

5-5 障がい者の読書環境の充実（継続）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市立図書館においては、読書環境を整えるため、大活字本や点字資料等の障がい者サービス用資料を定期的に購入します。また、来館できないかたに対する配送サービスや印刷物を利用することが困難なかたに対する対面朗読サービス等の充実を図ります。

◇代読ボランティア登録数：5人

5-6 障がい児の参加する生涯学習事業（充実）

【担当課：生涯学習課】

「ふるさと教室」をとおして、障がい児が参加しやすい事業を計画・実施するとともに、障がいのない児童との交流を進めます。

5-7 障がい者交流事業（継続）

【担当課：社会福祉協議会】

社会参加や自立訓練のため、障がい者や障害福祉サービス事業者、関係者が互いに交流し、情報交換・相談を行える機会や場所を設けます。

◇参加者数：11人

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、機能障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を行います。

〈基本事業〉

2-10 意思疎通支援事業（継続） ＊再掲

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。また、制度に関する周知徹底を行い、利用促進を図ります。

◇利用件数：45件

5-8 情報のバリアフリー化の推進（継続）

【担当課：秘書広聴課、社会福祉課、社会福祉協議会】

広報紙等の公的な発行物や、ホームページ、案内表示や窓口対応等について、障がいの程度や障がい者の要望に応じながら、音訳や振り仮名を振ったわかりやすい版の作成、支援機器の活用等わかりやすく情報が入手できるように合理的配慮を行います。

施策の方向3 選挙における投票行動の促進

障がい者が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

〈基本事業〉

5-9 選挙情報の提供（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

視覚障がい者への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。

5-10 郵便等投票制度の周知・啓発（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

投票所に行くことが困難な障がい者等（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で障がいの程度が一定の要件を満たしているかた等）が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。

5-11 投票所のバリアフリー化（充実）

【担当課：総務課】

障がい者だけでなく投票をするかたの利便性向上のため、スロープや手すりを取りつける等、バリアフリーの環境を整備します。また、歩行が困難なかたのために車いすを配置します。

基本目標6 住みよいまちづくり

現 状

アンケート調査の結果によると、本市のまちづくりへの取組みについて、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合は下表のとおりであり、平成29年度と比較して「障がい者理解についての啓発・広報」「福祉関係ボランティア活動の促進」の満足度は減少する結果となっています。その他の項目についても、目標値とは開きがある状況です。

一方、障がいのないかたへのアンケートによると、障がい理解について、障がいをテーマとした市等が開催する行事や催しに「参加したい」「機会があれば参加したい」と回答したかたが45.7%という結果から行事等の内容を精査することにより、参加率が向上し、障がい者理解の促進・啓発につながると考えられます。

災害時の対応については、災害時に一人で「避難できないと思う」と回答したかたの割合が36.0%（知的障がい者で65.3%）であるのに対し、“避難行動要支援者支援制度”と“あん・しん・ねっと”へ「登録している」との回答はそれぞれ10.2%、3.8%と低く、制度や仕組み自体を「知らない」との回答が5割を超えています。また、障がい者のために必要な施策として、「障がい者も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する」「公共交通機関の改善する」が上位にあげられており、引き続きバリアフリー環境の整備が求められます。

○「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項目	H29 現状値	R2 現状値	R5 目標値
住みよいまちづくり	* 障がい者理解についての啓発・広報の満足度	56.4%	52.0%	70%
	* バリアフリーのまちづくりの満足度	44.3%	50.3%	65%
総合	* 身近な人の障がい者「理解度」	57.0%	57.5%	70%
	* まちの「住みよさ度」	66.3%	67.5%	80%
関連項目	* 福祉関係ボランティア活動の促進の満足度	64.1%	57.1%	
	* 障がい者(児)の防犯・防災対策の満足度	48.5%	52.6%	

課 題

障がい者が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

また、障がいを理由とする差別解消の推進に向けて、広報・啓発の充実を図るとともに、各種イベントの開催や福祉教育・交流教育を通じて、地域全体で障がい者差別の防止・解消に向けた取組みを推進していく必要があります。

- ・ 施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備
- ・ 施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進
- ・ 施策の方向3 地域支援体制の整備
- ・ 施策の方向4 障がいのある人についての理解の促進

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がい者はもとより高齢者やこども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活するうえで大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

〈基本事業〉

6-1 福祉ガイドマップの作成（充実）

【担当課：社会福祉課】

市内のバリアフリーの整備状況を把握することにより、障がい者の移動の利便性を確保し、社会的障壁の除去につなげます。また、マップの作成に当たっては、専門家を含め、関係機関と連携・協力します。

6-2 公共的施設のバリアフリー化（充実）

【担当課：社会福祉課、都市計画課、建築課、生涯学習課】

市の施設（道路・公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置について合理的配慮の提供に関する周知・啓発を推進します。

6-3 道路・交通安全対策の推進（継続）

【担当課：土木課、都市計画課】

道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がい者の移動環境の整備と安全対策を推進します。

6-4 交通手段の確保（充実）

【担当課：政策企画課】

那珂市地域公共交通連携計画に基づき、鉄道駅から遠く、バス路線もない地域等、買い物や通院等の日常生活の移動手段に不便をきたしている地域住民の交通手段の確保を図ります。また、障がい者をはじめ、地域住民にとって利便性が高く、利用しやすいデマンド交通の運行体制や県央地域定住自立圏等における広域運行の拡大を検討するとともに、障がい者が理解しやすい内容での情報提供や、周知・広報を推進します。

◇障がい者利用者数： ひまわりタクシー 5,929人

6-5 市の附属機関等への障がい者の参画、登用（継続）

【担当課：社会福祉課、関係各課】

市の施策、方向性を決めていく各種の審議会や委員会において、障がい者等の当事者の声を直接反映することができるよう、障がい者や障がい児の保護者が委員に参画することについて推進します。併せて、その際に障がい者が必要とする移動支援、意思疎通支援事業等を活用して合理的配慮を行う等、環境整備を推進します。

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「避難行動要支援者支援制度」や「あん・しん・ねっと」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がい者の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

〈基本事業〉

6-6 地域防災計画の推進（充実）

【担当課：防災課】

「地域防災計画」に基づき、災害時における障がい者の支援体制を整備するとともに、避難場所の周知や防災訓練の実施等により、一人一人の防災意識の向上を図ります。

6-7 避難行動要支援者支援体制の構築（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会】

市の「避難行動要支援者支援制度」や、社会福祉協議会が行う住民同士の見守り活動を基礎とした「あん・しん・ねっと」、地域包括支援センターによる要支援者の状況確認等、災害発生時に要支援者が必要な支援を受けられるよう支援体制を充実させ、円滑かつ迅速な避難支援を実施します。

6-8 緊急時の情報配信の徹底（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課】

緊急時等における防災無線による情報が確実に配信されるよう、聴覚障がいがあり、登録をしているかたへ放送内容をファックスで送信します。なお、防災行政無線設備の更新に伴い、令和3年度から、現在のファックス送信を廃止し、防災行政無線の放送内容を文字で表示する端末の貸与を開始する予定です。

6-9 消費者被害の防犯対策の推進（充実）

【担当課：環境課（消費生活センター）、社会福祉課】

障がい者が被害にあわないよう、消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談、消費生活情報の周知と消費者被害の未然防止のための広報・啓発を行います。

施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後さらに連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援をとおして、障がい者が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

〈基本事業〉

6-10 社会福祉協議会との連携（充実）

【担当課：社会福祉課】

社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置づけられます。今後も、連携を強化していきます。

6-追加1 心くし相談センター（新規）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

家庭や地域で生活するなかで起こる様々な困りごとや悩みに応じるほか、「どこに相談したらいいのかわからない」という相談にも、専門の相談員と一緒に考えながら、解決へのお手伝いをします。

6-11 障がい者の虐待防止（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待防止センターを設置して、24時間365日通報・相談が可能な体制を整えて関係機関との連携を強化し、虐待の予防と早期発見に努めます。

また、予防普及啓発のための研修会を継続して実施していきます。

◇緊急一時避難施設：4事業所

◇保護実績：1件 ◇通報実績：7件

6-12 ボランティア活動の振興（継続）

【担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会】

協働のまちづくりを推進する一環として、市民活動支援センターを拠点とし、ボランティアの人的資源の掘り起こしや活動の振興を進めます。

6-13 障がい者団体等活動支援（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場であるため、引き続き活動の活性化を支援します。

施策の方向4

障がいのある人についての理解の促進

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障害者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられています。

この「障害者週間」をはじめとして、随時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、こどものうちから「豊かな心」を育むため、学校教育における福祉の教育を推進します。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」をすることと、「合理的配慮をしないこと」は、障がい者を差別することに当たるとされました。障がいがあっても社会生活に苦慮することがないように、社会的障壁除去等の周知・啓発を実施します。

〈基本事業〉

3-13 福祉教育・交流教育の実施（継続） ＊再掲

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関と連携してボランティア活動等、地域での体験学習や特別支援学校の児童・生徒との交流活動を実施することにより「豊かな心」を育成し、教職員と児童・生徒の障がい者理解が深まるように取組みます。

6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者を特別視せず、一般社会のなかで普通の生活を送れる条件を整え、ともに生きる社会をつくる「ノーマライゼーション」と障がい者があらゆる分野に参加する機会が確保され、社会を構成する一員として過ごすことができる「完全参加」の基本理念を実現させるためには、障がい者に対する市民の一人一人の理解と認識を深めていくことが重要です。そのため、市広報誌やホームページ等を積極的に活用し、障がい者理解に関する周知・啓発を行います。

特に、障がい者が障がいのないかたと同等の生活を営むために必要な合理的配慮を提供しないことも差別に当たる等の周知を行い、障がい者に対する差別の解消に努めます。

市民を対象とする障がい者理解のための講演会や障害者週間（12月3日～9日）の取組みについては、市民が参加しやすい内容を行うことで、市民の障がい者理解の促進を図ります。

地域福祉の重要な役割を担っている民生委員児童委員への障がい者に対する正しい理解を深めるための研修会等への積極的な参加を促します。

市職員等については、市職員対応要領に基づき、「障がい者差別解消職員研修会」を継続的に実施し、窓口対応の質の向上に努めます。

6-15 障がい者差別の防止（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

「障がい者差別解消相談室」及び「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がい者やその家族、その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応するとともに、紛争の防止や解決を図るため、必要な体制を整備します。

6-追加2 合理的配慮助成金（新規）

【担当課：社会福祉課】

誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、障がいのあるかたに必要なかつ合理的な配慮の提供を行う事業者等に対して、提供にかかる費用を助成します。

助成の対象になるのは、障がいのあるかたに対して、必要かつ合理的な配慮を簡単に行うことができるようにするもの（コミュニケーションツールの作成、物品購入、工事施工）です。

6-追加3 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布（新規）

【担当課：社会福祉課】

外見で判断することが難しいハンデがあるかたが、周りに援助や配慮をしてほしいことを知らせるヘルプマークを配布します。また、障がいのあるかた等が何かあったときに、自身のことを知らせるヘルプカードを配布します。

第3章 重点事業と計画の推進

第1節 ライフステージ別重点事業

1 ライフステージ

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がい者にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がい者の一生を“乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期”の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

2 重点事業

第2章で設定した基本事業の中から、ライフステージに応じた重点事業を選定・推進することにより、年齢やライフステージ・ライフスタイルに応じて、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。

◇ ライフステージ別重点事業（一覧表）

基本目標	施策の方向	番号	基本事業	ライフステージ別					
				乳幼児期	児童期	青年期	成人期	高齢期	
1 保健・医療の充実	健康づくり・障がい予防の推進	1-1	乳幼児健康診査事業	○					
		1-2	乳幼児訪問事業	○					
		1-3	乳児健康相談事業	○					
		1-4	成人健康診査事業				○	○	
		1-5	成人保健指導事業				○	○	
	こころの病の予防・支援対策の推進	1-8	こころの相談事業		○	○	○	○	
		1-9	うつ病等広報・啓発			○	○	○	
		1-10	スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣		○				
		2 地域生活支援の充実	2-3	地域自立支援協議会の運営			○	○	
			2-6	障害福祉サービスの給付			○	○	
2-8	相談支援事業		○	○	○	○			
3 教育・育成の推進	障がい児の育成支援	2-17	日中一時支援事業	○	○	○	○		
		3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）	○					
		3-4	障がい児支援体制の構築	○	○				
		3-5	発達障がい児等の相談、支援事業	○	○				
	特別支援教育の推進	3-6	障害児通所支援の充実	○	○				
		3-10	通級指導の実施		○				
		3-11	特別支援学級		○				
4 雇用・就労の支援	雇用・就労の場の拡大	3-13	福祉教育・交流教育の実施		○				
		4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進			○	○		
5 社会参加の促進	1 文化・芸術、スポーツ活動等の振興	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進			○	○		
		5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			○	○		
	5-4	文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮		○	○	○	○		
6 住みよいまちづくり	情報提供・コミュニケーション支援の充実	5-6	障がい児の参加する生涯学習事業	○	○				
		5-8	情報のバリアフリー化の推進			○	○		
	バリアフリーの生活環境整備	6-2	公共施設のバリアフリー化	○	○	○	○		
		6-4	交通手段の確保			○	○		
	地域支援体制の整備	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築			○	○		
		6-11	障がい者の虐待防止			○	○		
		6-13	障がい者団体等活動支援			○	○		
6-14		障がい者理解についての啓発・広報の推進	○	○	○	○			
6-15		障がい者差別の防止	○	○	○	○			

< I > 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

- 1 妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
- 2 機能障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
- 3 家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-1 乳幼児健康診査事業
	1-2 乳幼児訪問事業
	1-3 乳児健康相談事業
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園等）
	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-6 障害児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止

＜Ⅱ＞ 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

- 1 交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
- 2 普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等による受け入れ体制を充実します。
- 3 「豊かな心」を育成する教育や、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を進めます。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-8 こころの相談事業
	1-10 スクールカウンセラー配置と特別支援教育専門家派遣
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-6 障害児通所支援の充実
	3-10 通級指導の実施
	3-11 特別支援学級
	3-13 福祉教育・交流教育の実施
社会参加の促進	5-4 文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止

＜Ⅲ＞ 青年期（高校入学から25歳頃まで）

- 1 学校生活から社会生活へステージが大きく変化するなか、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防に努めます。
- 2 障がい児の進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
- 3 充実した地域生活が送れるよう、障がい者理解の推進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ体制を充実します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障害福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-11 障がい者の虐待防止
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止

<Ⅳ> 成人期（25歳頃から64歳まで）

- 1 健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見に努めます。
- 2 働きざかりに障がい者になった際は、障害福祉サービスによる自立訓練や就労訓練をとおして、日常生活や職場への復帰を支援します。
- 3 相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がい者の生活向上を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-4 成人健康診査事業
	1-5 成人保健指導事業
	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障害福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-11 障がい者の虐待防止
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
6-15 障がい者差別の防止	

<V> 高齢期（65歳以上）

- 1 要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防に努めます。
- 2 生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
- 3 65歳以上のかたは介護保険制度の対象となるため、障害福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-4 成人健康診査事業
	1-5 成人保健指導事業
	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・芸術、スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止

第2節 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

◇障がい者プラン推進委員会

推進委員会は、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

◇障がい者プラン推進ワーキングチーム

ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、庁内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

2 事業の評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

まず、障がい者プラン推進ワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて評価・点検を行ったうえで、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、「基本事業」については、ワーキングチームの各委員がその担当する事業について、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

3 基本目標の評価

本計画では、基本理念『ともに暮らし ともに輝くために』のもと、施策推進の“道標”として6つの基本目標を定めています。また、本計画の策定時に実施したアンケート調査結果（平成29年度）をもとに、計画の最終年度（令和5年度）における「目標値」を設定していますが、この基本目標についての評価は、計画の最終年度に実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

なお、今回新たな障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり実施したアンケート調査（令和2年8月実施）の結果では、各項目の現状値は以下のとおりとなっています。アンケート調査の結果を踏まえ、今後も引き続き基本目標の推進に向けた各種障がい者施策の充実を図っていきます。

基本目標	項目	H29 現状値	R2現状値 (H29-R2 増減)	R5 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策の満足度	45.3%	51.5%(+6.2)	65%
	*保健・医療・福祉等のネットワークの満足度	52.7%	58.4%(+5.7)	65%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制の満足度	65.9%	59.5%(-6.4)	80%
	*福祉サービスの利用しやすさの満足度	62.2%	58.8%(-3.4)	75%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成の満足度(全体)	55.9%	56.8%(+0.9)	85%
	*障がい児の教育・育成の満足度(障がい児)	37.0%	51.5%(+14.5)	60%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保の満足度	40.8%	46.3%(+5.5)	65%
	*職業訓練・職業能力の開発の満足度	45.1%	54.2%(+9.1)	65%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援の満足度	47.5%	53.9%(+6.4)	65%
	*月に2~3回程度以上の外出者割合	88.0%	87.9%(-0.1)	95%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報の満足度	56.4%	52.0%(-4.4)	70%
	*バリアフリーのまちづくりの満足度	44.3%	50.3%(+6.0)	65%
総合	*身近な人の障がい者「理解度」	57.0%	57.5%(+0.5)	70%
	*まちの「住みよさ度」	66.3%	67.5%(+1.2)	80%

**第2部 第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)**

第1章 計画の概要

第1節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

平成25年4月に改正された「障害者総合支援法」により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが義務づけられました。本市においても、第1期障がい福祉計画の策定以降、3年を1期として第5期まで障がい福祉計画の改訂を重ね、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。また、平成30年の「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、本市では第1期障がい児福祉計画を第5期障がい福祉計画と一体的に策定しています。

新たに策定した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画において設定した数値目標等に関する評価のほか、各年度における障害福祉サービスや障害児通所支援等の実績を踏まえ、令和5年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、各年度における障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策等について定めるものです。

年	主な動き
平成24年	「障害者総合支援法」の制定
平成25年	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成26年4月施行）
平成28年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正
平成30年	改正「障害者総合支援法及び児童福祉法」の施行

※法律等の名称については、通称で記載しています。

第2節 障害福祉サービス等の体系

障がい者等を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のとおりです。



第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

第1節 障害福祉サービス・障害児通所支援等の成果目標

国の7つの基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援とともに、障がい児支援体制の強化を図る観点から、令和5年度を目標年度として以下のような「成果目標（数値目標）」を設定することが適当であるとしています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の考え方】

- 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【市の考え方と目標】

◇令和元年度末時点の施設入所者数は70人です。令和5年度末までの数値目標については、令和元年度末の施設入所者数70人から5人（6.0%以上）が地域生活へ移行することをめざします。

◇また、国の基本指針では、令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上（1人≒2人）削減することとされていますが、本市には入所待機者が13名いることから、当面の間は現状維持とします。

◇目標値

令和元年度末の施設入所者数（基準値）	70人
令和5年度末までの地域生活移行者数（目標値）	5人（6.0%以上）
令和5年度末の施設入所者数（目標値）	70人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の考え方】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。上記、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、茨城県が設定するものであるため、県との連携のなかで目標達成に向けた取組みを推進します。
- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場のあり方を検討し、令和5年度末までに市単独又は複数市町村による共同設置をめざし、設置後には年1回以上開催します。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の考え方】

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【市の考え方と目標】

- ◇令和3年度より開始を予定している地域生活支援拠点等の開始後の円滑な運用を図るとともに、拠点機能の充実に向けた運用状況を検証及び検討をしていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針の考え方】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績値の1.30倍以上、就労継続支援A型事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績値の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績の概ね1.23倍以上をめざすこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【市の考え方と目標】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

◇令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、7人以上となることをめざします。

◇目標値

	【実績】 令和元年度	【目標値】 令和5年度
一般就労移行者数	4人	7人(1.27倍以上)
就労移行支援事業	1人	2人(1.30倍以上)
就労継続支援事業A型	2人	3人(1.26倍以上)
就労継続支援事業B型	1人	2人(1.23倍以上)

(2) 就労定着支援事業の利用率に関する目標

◇令和5年度中に就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した人のうち、就労定着支援事業を利用している人の割合について、7割となることをめざします。

(3) 就労定着支援による職場定着率に関する目標

◇就労定着支援事業所について、職場定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることをめざします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針の考え方】

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

※上記の3つの目標について、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【市の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの設置

◇令和5年度末までに本市又は圏域での設置をめざします。

◇目標値

令和5年度末時点での児童発達支援センターの設置数	1か所
--------------------------	-----

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

◇令和5年度末までに本市又は圏域で利用できる体制の整備をめざします。

◇目標値

令和5年度末時点での保育所等訪問支援が利用できる体制の整備	1か所
-------------------------------	-----

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

◇令和5年度末までに本市又は圏域での設置及び配置をめざします。

◇目標値

令和5年度末時点での関係機関の協議の場の設置数	1か所
-------------------------	-----

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の考え方】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【市の考え方と目標】

(1) 総合的・専門的な相談支援

- ◇ 令和5年度末までに基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等と市内相談支援事業所等との更なる連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制の構築及び強化を進めます。

(2) 相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言

- ◇ 令和5年度において、市内相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言を60件以上行うことをめざします。

(3) 相談支援事業所の人材育成への支援

- ◇ 令和5年度において、市内相談支援事業所の人材育成のための研修を3回以上開催することをめざします。

(4) 相談機関との連携強化の取組み

- ◇ 令和5年度において、地域自立支援協議会を2回以上開催することをめざします。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【国の基本指針の考え方】

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本とする。

【市の考え方と目標】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

◇県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に市職員が参加します。

(2) 障害福祉サービス等に係る支援の質の均一化

◇障害福祉サービス等に係る支援の質の均一化を図るため、事業所間の交流の機会や事業所職員に対しての研修を実施し、地域の支援力を高めます。

(3) 虐待及び差別等の研修の実施

◇市内サービス事業所へ向けた虐待及び差別等の研修を年1回以上実施します。

第3章 各サービスの見込量

第1節 障害福祉サービスに関する見込量

目標年度である令和5年度までの各年度の障害福祉サービス量を以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障害福祉サービスの支給決定者数や現に利用している人数、一人当たりの利用量やアンケート結果を考慮し、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

1 訪問系サービス

【実施に関する考え方】	
「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援」については、障がい者数の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も一定の利用があるものと見込みます。	
【見込量確保のための方策】	
「居宅介護、重度訪問介護」は、9事業所がサービスを実施しています。今後も必要なサービス量が確保できるよう事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用が可能なることを周知します。視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」については、4事業所がサービスを実施しています。提供体制を確保するためサービスを実施していない既存の事業所に対して制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ等の働きかけを行います。「行動援護」は、利用者が知的及び精神の障がいにより、行動上著しい困難を有するかたに限られ、そのかたの外出を支援するサービスです。3事業所がサービスを実施していますが、利用者が少ない状態が続いていることから、サービス内容の周知に努めていきます。	

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	56	52	49	49	50	50	50
	時間	1,184	1,136	964	1,708.5	1,005	1,005	1,005
重度訪問介護	人	4	4	6	5	6	6	7
	時間	1,546	1,646	1,870	1,904.5	2,416	2,416	2,819
同行援護	人	4	7	7	4	8	8	9
	時間	75	131	104	122	129	129	145
行動援護	人	1	1	1	1	1	1	1
	時間	46	35	8.5	28.5	24	24	24
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0

※「時間」は延べ量

※平成29年度～令和元年度は3月実績値、令和2年度は9月実績値、令和3年度以降は見込量

2 日中活動系サービス

【実施に関する考え方】	
<p>「生活介護」や「自立訓練（生活訓練）」は、退院可能な精神障がい者の地域移行後の利用もあわせて見込みます。「就労移行支援」は特別支援学校高等部の卒業生の進路として、一定の利用を見込みます。「就労継続支援B型」は、これまでも着実に利用が増えており、一定の利用を見込みます。また、一般就労への移行が増加すれば、「就労定着支援」を利用する人が増えると考えられます。「療養介護」は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、今後も一定の利用を見込みます。「短期入所」は、その利便性から利用希望の高いサービスということを見込みます。</p>	
【見込量確保のための方策】	
<p>「生活介護」は7事業所、「自立訓練」は2事業所が実施しています。「就労移行支援」は10事業所、「就労継続支援A型」は1事業所、「就労継続支援B型」は12事業所が実施しており、それぞれの就労支援サービスを併設している事業所は10事業所あります。「短期入所」は7事業所が実施しています。平成30年度から新設された「就労定着支援」については、実施事業所はありません。</p> <p>「療養介護」は医療機関で実施されるもので、水戸市、東海村等県内の5病院においてサービスを実施しています。</p> <p>各事業所の定員に対する利用状況や、近隣市町村にある事業所の利用状況を確認し、必要なサービス量の供給確保に努めていきます。</p>	

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	116	121	126	130	135	144	154
	人日	2,396	2,383	2,491	2,422	2,726	2,908	3,110
自立訓練 （機能訓練）	人	3	3	3	3	3	3	4
	人日	49	32	38	23	46	46	61
自立訓練 （生活訓練）	人	10	13	12	13	14	14	15
	人日	137	330	270	290	260	260	270
就労移行支援	人	39	32	32	35	33	33	33
	人日	594	513	492	545	495	497	497
就労継続支援 （A型）	人	21	25	21	25	22	22	23
	人日	419	455	416	457	421	421	440
就労継続支援 （B型）	人	93	102	122	127	140	150	160
	人日	1,790	1,926	2,201	2,204	2,646	2,835	3,024
就労定着支援	人		0	0	0	1	2	2
療養介護	人	6	6	6	6	6	6	6
	人日	181	181	186	180	182	182	182
短期入所 （福祉型）	人	18	25	11	12	16	18	20
	人日	138	100	82	64	121	136	151
短期入所 （医療型）	人	0	1	0	0	1	1	1
	人日	0	1	0	0	5	5	5

※「人日」は延べ量

※平成29年度～令和元年度は3月実績値、令和2年度は9月実績値、令和3年度以降は見込量

3 居住系サービス

【実施に関する考え方】
福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、退院可能な精神障がい者の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として「共同生活援助」の利用や一般住宅を見込みます。また、「施設入所支援」においては、13人の待機者がいることから、70人の現状維持とします。
【見込量確保のための方策】
「共同生活援助」は14事業所、「施設入所支援」は1事業所がそれぞれサービスを実施しています。特に共同生活援助は、体験的な入所が行える利便性の高さから地域移行者の居住の場としての需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、市内・外の事業者と情報の共有を図ります。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人		0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人	52	71	86	90	99	114	131
施設入所支援	人	66	67	70	65	70	70	70

※平成29年度～令和元年度は3月実績値、令和2年度は9月実績値、令和3年度以降は見込量

4 相談支援

【実施に関する考え方】

「計画相談支援」は、サービスを利用するすべての人を対象に「サービス等利用計画」を作成するものとなっているため、各サービスの見込量をもとに利用者数を算出します。その業務を行う指定特定相談支援事業所数については、実績により箇所数を見込みます。

「地域移行支援」は、入所・入院している人について住居の確保の相談を行う等、退所・退院後に地域生活に円滑に移行できるように支援するものです。また、「地域定着支援」は、障がいの特性により緊急に支援等が必要な場合に、24時間対応の相談支援体制により支援するものです。「地域移行支援事業所」「地域定着支援事業所」については、ともに実績により箇所数を見込みます。

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの支給決定に係る「サービス等利用計画」の作成が義務づけられたことにより、一層の相談支援体制の充実と強化が求められ、指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保と充実が課題となります。この事業は、市が事業所の指定を行うため、指定に当たってはサービス提供体制の質を確認しながら、事業所を確保するとともに、基幹相談支援センターを中心として研修会等を実施し、相談支援専門員のスキルの向上と統一化を図ります。

「地域移行支援」「地域定着支援」は、県が事業所の指定を行う指定一般相談支援事業所において、円滑な地域移行や緊急時の対応等、適切で手厚い支援体制が望めるよう事業所の確保に努めていきます。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援（サービス等利用計画の作成）	人/年	392	401	378	347	383	386	389
指定特定相談支援事業所数	箇所	11	11	11	12	12	12	12
指定一般相談	地域移行支援事業所数	2	2	1	1	1	1	1
	地域定着支援事業所数	2	2	1	1	1	1	1

※平成29年度～令和元年度は3月実績値、令和2年度は9月実績値、令和3年度以降は見込量

第2節 地域生活支援事業に関する見込量

目標年度である令和5年度までの各年度の地域生活支援事業のサービス量を、以下のとおり見込み、本市における提供体制の計画的な整備を図ります。

数値を見込むに当たっては、障がい者等数の推移や現に利用している人数、一人当たりの利用量やアンケート結果を考慮し、これまでの実績により設定することを各事業に共通する視点とします。

必須事業

1 相談支援事業

【実施に関する考え方】

市内の1事業所及び広域利用の2事業所の「相談支援事業所」において、一般相談・特別相談に応じるほか、専門的職員を配置して、障がい者等の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。「基幹相談支援センター」では、困難ケースの対応や市内相談事業所への支援等、中心的な存在として地域のネットワークを構築するとともに、総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営等、地域密着型の包括的な支援を実施します。

【見込量確保のための方策】

見込量は確保できていることから障がい者等の地域生活の充実、社会参加に向けた総合相談支援、必要な情報の提供等の便宜供与について一層の推進を図るとともに、障がい者等の身近な窓口としての役割を広く周知するため、広報活動を推進します。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業所	箇所	3	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有・無	有	有	有	有	有	有	有

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

2 成年後見制度利用支援事業

【実施に関する考え方】
障がい者等の将来の不安要素として「本人の高齢化や重度化」、「保護者の高齢化」、「親亡き後」等があります。権利擁護支援が必要な障がい者に対し、成年後見制度利用促進を図るため、「障害者相談支援事業」や県央地域定住自立圏で行う「成年後見支援事業」と連携し、制度の利用を支援します。また、重度の療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加していることから、今後、成年後見制度の利用が増加していくと見込みます。
【見込量確保のための方策】
相談支援や障害福祉サービスの利用状況等から対象者や利用の把握に努め、必要に応じて迅速に対応するとともに、市民学習会を開催する等して制度利用に対する周知・啓発を推進します。また、県央地域定住自立圏の構成市町村や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用促進を目的とした中核機関の整備を行います。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度申立てに対する支援	人 (実利用者)	0	0	0	3	2	2	2
成年後見制度申立てに要する費用に対する支援		0	0	0	1	1	1	1
成年後見人等の業務に対する報酬等費用に対する支援		0	0	1	1	3	4	5
中核機関の整備	箇所	—	—	—	—	1	1	1

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

3 意思疎通支援事業

【実施に関する考え方】
茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのあるかたの社会参加を支援します。
【見込量確保のための方策】
聴覚や言語に障がいのあるかたが、通院や官公庁の利用等、日常生活の必要な状況において円滑な意思疎通が図れるよう、制度の利用について周知するため、広報活動を推進します。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	人 (実利用者)	7	8	7	8	8	9	10

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

4 手話奉仕員養成研修事業

【実施に関する考え方】
聴覚障がいのあるかた等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
【見込量確保のための方策】
参加しやすい環境を整えるとともに、広報やホームページ等を通じて養成研修への参加を呼び掛け、手話奉仕員の養成・確保に努めていきます。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成講座 (参加者数)	人 (実人数)					10	10	10
手話奉仕員新規登録者	人 (実人数)					0	10	0

※令和3年度以降は見込値

5 日常生活用具給付事業

【実施に関する考え方】
日常生活の利便性向上のため、機能障がいの程度や種別に合わせた用具の給付を行い、対象要件に照らして適切に給付を実施します。
【見込量確保のための方策】
障がい者の日常生活を補い、利便性の向上を図るために、対象種目や基準額の見直しを適宜行うとともに、積極的に周知・啓発を行うことで、利用の向上を図ります。また、生活も多様化しているため、利用も微増していくと見込みます。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	6	7	7	7	7
自立生活支援用具		7	6	6	7	7	7	7
在宅療養等支援用具		4	7	9	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具		11	8	26	25	25	25	25
排泄管理支援用具		1,064	1,164	1,271	1,390	1,510	1,620	1,730
住宅改修費		6	2	3	5	5	5	5

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

6 移動支援事業

【実施に関する考え方】	
屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出先で円滑に社会参加や活動ができるよう支援します。	
【見込量確保のための方策】	
突発的な状況に対応できるよう臨機応変にサービスの提供を行うとともに、必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所の確保に努めていきます。	

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援	人 (実利用者)	47	36	38	38	38	39	40
	時間 (延べ時間)	4,853	3,989	2,330	2,411	2,411	2,474	2,538

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

7 地域活動支援センター事業

【実施に関する考え方】	
障がい者等の身近な居場所を提供するとともに、身近な通所先として、創作活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者等の自立促進と生活の質の向上を図ります。市内の1センターは、障害福祉サービスとの併用利用が多く利用者は横ばいか微増、市外の2センターは、精神障がいに特化していることから今後も利用が増えていくと見込みます。	
【見込量確保のための方策】	
センターの機能強化として、創作活動等の余暇活動だけでなく、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、障がいに対する理解・啓発等の事業の実施が求められています。また、就労等が困難な障がい者等の地域生活の場となるよう、支援体制を整え、支援内容の一層の充実を図ります。	

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
地域活動支援 センター	市内	箇所	1	1	1	1	1	1	
		人 (実利用者)	29	31	25	25	26	26	27
	市外	箇所	2	2	2	2	2	2	2
		人 (実利用者)	68	72	79	80	80	81	82

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

任意事業

8 訪問入浴サービス事業

【実施に関する考え方】	
重度の身体障がい者に対し、移動入浴車が自宅に訪問して入浴介助を行い、身体の清潔の保持・心身機能の維持等を図ります。今後も同規模で推移すると見込みます。	
【見込量確保のための方策】	
利用者の把握と適切な情報提供を行い、サービス提供事業所の確保・拡充に努めていきます。	

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス	人 (実利用者)	4	4	3	3	3	3	3
	日 (延べ日数)	450	344	287	295	295	295	295

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

9 巡回専門員派遣事業

【実施に関する考え方】	
保育所等の子どもやその親が集まる施設で巡回等支援を実施し、発達が気になる段階から支援できる体制を整え、発達障がい児等の早期発見・早期対応を図ります。	
【見込量確保のための方策】	
巡回専門員がより頻回に訪問できる体制の整備を図り、関係機関との連携によって早期に発見、対応できるよう、事業の充実と強化を推進します。	

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
こども発達相談センター巡回専門員派遣	巡回施設数	箇所	15	14	12	12	13	13
	訪問回数	回	111	129	102	100	110	110
教育支援センター巡回専門員派遣	巡回施設数	箇所	14	14	14	14	14	14
	訪問回数	回	58	111	58	58	58	58

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

10 自動車運転免許取得費・改造費補助金助成事業

【実施に関する考え方】
身体障がい者の自動車免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労等を支援します。
【見込量確保のための方策】
対象となる障がい者の就労等を推進するために、周知・啓発を推進します。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得費・ 改造費助成	件	0	0	2	2	2	2	2

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

11 日中一時支援事業

【実施に関する考え方】
障がい者等に日中における活動の場を提供することで、介護者である家族の負担を軽減し、就労の支援及び一時的な休息の確保を図ります。サービス提供施設の増加等、体制が整備されてきたことで、利用も増加すると見込みます。
【見込量確保のための方策】
介護者の負担軽減を図るため、周知に努めていきます。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援	人 (実利用者)	134	126	139	145	148	151	154
	日 (延べ日数)	7,894	9,789	8,183	8,700	8,800	9,060	9,240

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

12 障害者虐待防止対策事業

【実施に関する考え方】
虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの相談や届出を受理し、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。
【見込量確保のための方策】
障がい者の尊厳を守るため、虐待防止に関する周知・啓発及び研修会を実施します。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者虐待防止 研修会参加者	人	124	96	65	60	80	80	80

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

13 更生訓練費給付事業

【実施に関する考え方】
就労サービス等との兼ね合いにより、平成30年度末をもって新規受付を終了しており、現登録者の期間満了（令和3年度）をもって事業を廃止します。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
更生訓練費給付	人	38	36	19	7	2

※平成29年度～令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

第3節 障害児通所支援等に関する見込量

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、各市町村は障害児福祉計画を定めることが義務づけられました。

本市では、これまでも児童福祉法に基づく障害児支援サービスを実施してきましたが、今後は第2章に設定した成果目標の達成をめざすとともに、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を推進し、さらなる障がい児支援体制の強化を図ります。

なお、障害児入所支援についても、実施者である茨城県と必要に応じて連携を図ります。

【実施に関する考え方】

障害児通所支援は、未就学児が通所する「児童発達支援」が8事業所と、就学児が通所する「放課後等デイサービス」が16事業所あり、そのうち8事業所が両サービスを実施しており、年々、事業所数は増加しています。

重症心身障害児に対応できる事業所については、令和元年度中に4事業所が開所しました。

また、重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に支援が提供できるよう「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。さらに、近年の医療技術の発展から在宅で生活ができる医療的ケアが必要な障がい児が増加しているため、その在宅生活の支援をコーディネートする人材育成や重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の確保も必要となっています。これらのことから、重症心身障害児を含め、今後もサービスの利用が増えることを見込みます。

【見込量確保のための方策】

市が設置している「こども発達相談センターすまいる」での支援から、対象者の把握と適切な助言・指導のもと、事業所との連携を図りつつ通所につなげます。「障害児相談支援」は、サービスを利用するすべての障がい児を対象に「障害児支援利用計画」を作成するものです。今後も、支援を必要とする障がい児やその家族が適切なサービスを利用できるよう、計画を作成する「指定障害児相談支援事業所」の拡充に努めていきます。また、サービスや研修等の周知を図ります。

区分	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人	17	16	17	17	18	19	19
	人日	263	192	248	259	253	266	266
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	0	10
放課後等デイサービス	人	69	80	92	106	103	114	128
	人日	1,090	1,226	1,375	1,672	1,540	1,705	1,914
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	0	2
居宅訪問型児童発達支援	人		0	0	0	1	1	1
障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）	人	105	108	122	122	133	145	145
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人		0	2	2	2	2	3

※平成29年度～令和元年度は3月実績値、令和2年度は9月実績値、令和3年度以降は見込量

第4章 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進行管理

計画の進行管理を図るため、「PDCAサイクル」に基づき、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見込量や数値目標等に関する実績を少なくとも1年に1回把握し、確認・評価を行います。

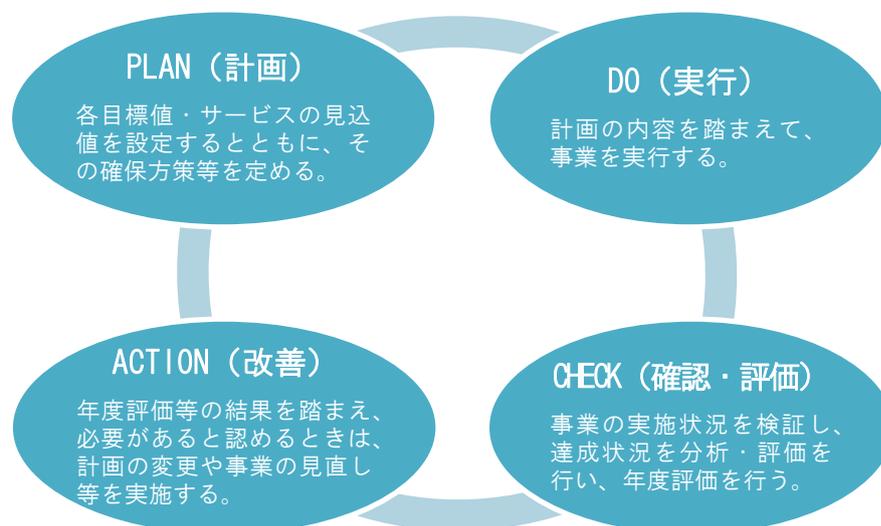
また、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

★成果目標

- ・第2章 第1節 障害福祉サービス・障害児通所支援等の成果目標

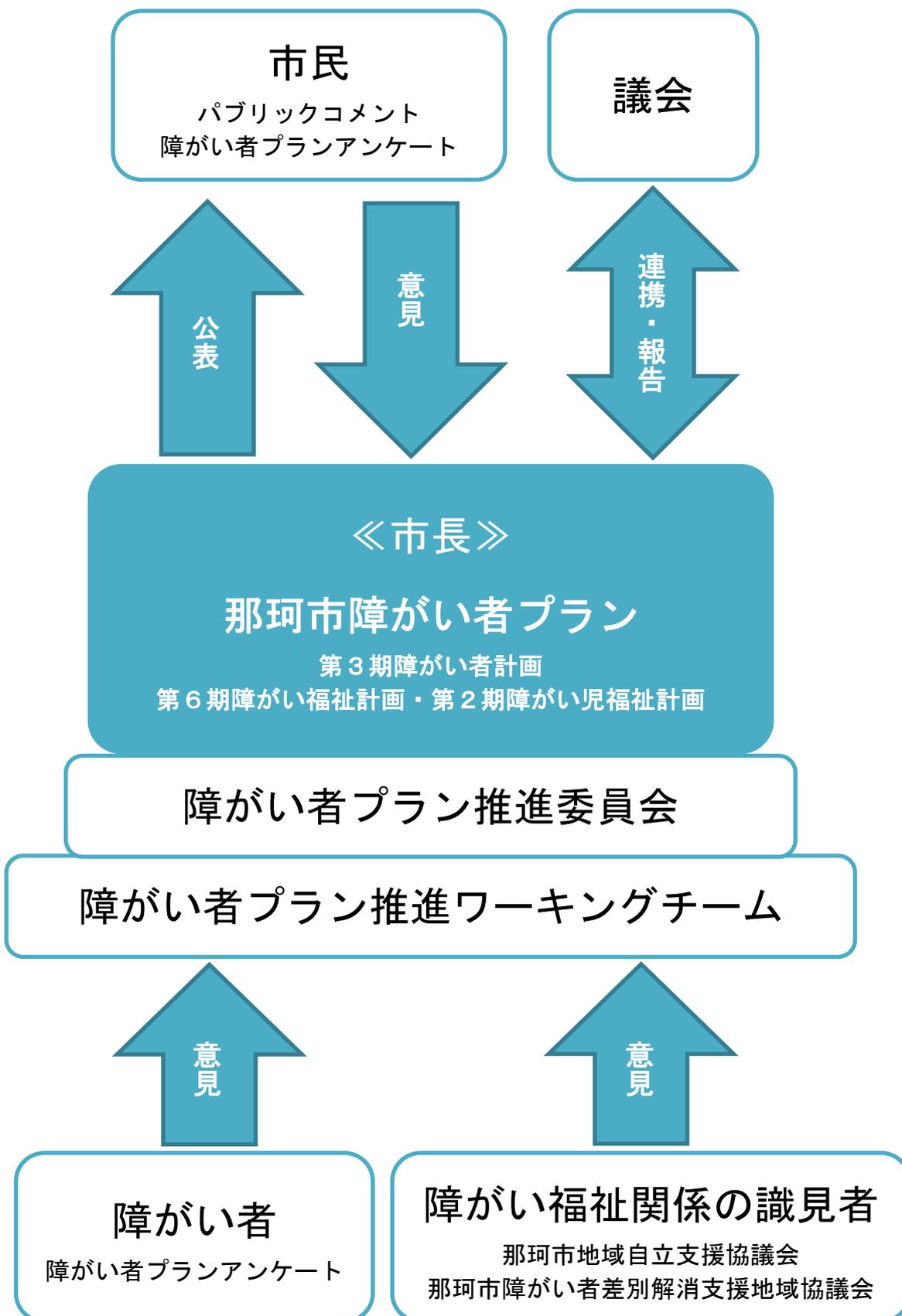
★活動指標

- ・第3章 第1節 障害福祉サービスに関する見込量
- 第2節 地域生活支援事業に関する見込量
- 第3節 障害児通所支援等に関する見込量



資料編

○那珂市障がい者プラン策定体制



○計画策定のスケジュール

日程	会議名称等	内容
令和2年 7月27日	第1回 ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランの策定について ・令和元年度障がい者プランの振り返り点検評価について ・アンケートについて
8月28日	第2回 ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について ・現プランの点検評価について ・新プラン案の骨子案の承認について
9月14日	第1回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランの概要について ・アンケートの結果について ・第3期障がい者計画における事業の振り返り点検・評価、中間見直しの骨子案の承認について ・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における事業の振り返り点検・評価、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の骨子案の承認について
10月2日	第3回 ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プラン（素案）の承認について
10月	推進委員会（文書）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プラン（素案）について
10月	ワーキングチーム会議（文書）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プラン（案）の承認について
10月22日	第2回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プラン（案）の承認について ・障がい者プラン（概要版）（案）の承認について
令和3年 1月	パブリックコメントの実施	住民意見の反映
3月	障がい者プラン策定完了	障がい者プラン発行

○那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、那珂市障がい者プランを策定し、推進するため、那珂市障がい者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの推進
- (3) 障がい者プランの進捗状況の管理
- (4) 障がい者プランの調整
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体代表者
- (4) 市関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は6年以内とし、再任を妨げない。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置することができる。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第65号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第8号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第23号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第95号）

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

附 則（平成25年告示第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第34号）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

令和2年度 那珂市障がい者プラン推進委員会名簿

○委員

(順不同・敬称略)

所 属		氏 名	備考
学 識 経 験 者	ひたちなか保健所	岩間 美幸	
	常陸太田特別支援学校	吉田 信仁	
	那珂医師会	小野瀬 好良	
	水戸公共職業安定所	平川 大	
	茨城女子短期大学	安藤 みゆき	
	公益社団法人 茨城県地方自治研究センター	有賀 絵理	○
	身体障害者相談員	福田 紀子	
	知的障害者相談員	川又 友美	
福 祉 関 係 者	民生委員・児童委員	安田 恭子	
	身体障害者の会	軍司 有通	
	障がい児者親の会	若谷 則彦	
	手をつなぐ育成会	栗原 光雄	
	ボランティア連絡協議会	舘 祝子	
	社会福祉協議会	小澤 祐一	
市 関 係	副市長	谷口 克文	◎
	教育委員会教育長	大縄 久雄	
	福祉事務所長	川田 俊昭	

◎ 委員長、○ 副委員長

事 務 局	社会福祉課長	平野 敦史	
	同課 課長補佐（総括）	山田 明	
	同課 障がい者支援グループ長	秋山 洋一	
	同課 障がい者支援グループ主査	萩野谷 裕子	
	同課 障がい者支援グループ係長	秋山 雅弘	
	同課 障がい者支援グループ係長（精神保健福祉士）	川又 ひろ子	
	同課 障がい者支援グループ主事	高島 彩	

○那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項(平成19年那珂市告示第96号)第8条の規定に基づき、那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障がい者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

- (1) 障がい者プランの策定
- (2) 障がい者プランの進捗状況
- (3) 障がい者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、6年以内とする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第59号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第34号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第8号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 96 号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年告示第 26 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 37 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 95 号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年訓令第 5 号）

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

課名等	グループ名	担当
政策企画課	政策企画グループ	総合計画
防災課	防災グループ	防災
社会福祉課	障がい者支援グループ	全般
こども課	子育て支援グループ	障がい児福祉
介護長寿課	高齢者支援グループ	高齢者福祉
健康推進課	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障がい児者福祉
商工観光課	商工観光グループ	雇用促進
都市計画課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
建築課	住宅・営繕グループ	住宅整備
学校教育課	学務・施設グループ	障がい児教育
生涯学習課	社会教育グループ	生涯学習

令和2年度 障がい者プラン推進ワーキングチーム名簿

○委員

(順不同・敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備考
政策企画課	政策企画グループ主幹	岩崎 まりえ	
防災課	防災グループ主幹	小泉 洋平	
社会福祉課	障がい者支援グループ主査	萩野谷 裕子	
こども課	子育て支援グループ長	水野 厚子	◎
介護長寿課	高齢者支援グループ係長	鈴木 教彦	
健康推進課	健康増進グループ係長(精神保健福祉士)	佐藤 英二	
商工観光課	商工観光グループ係長	藤 哲也	
都市計画課	都市計画グループ主事	寺山 啓太	
建築課	住宅・営繕グループ主幹	鈴木 芳朋	
学校教育課	学務・施設グループ長	二方 尚美	○
生涯学習課	社会教育グループ主幹	須藤 かなみ	
社会福祉協議会	障がい・介護支援グループ係長	小川 裕子	

◎会長、○副会長

○用語説明

【あ行】

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金に基づく雇用形態による企業への就労のこと。

◆NPO (Non Profit Organization)

継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）のこと。

【か行】

◆基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着、権利擁護等の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

◆共生社会

多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支えあって共に生きていく社会のこと。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるかたのこと。

◆権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等のために、その行為の代理や、他者による権利侵害から守ること。

◆高次脳機能障がい

病気や事故等により脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力等に障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。

◆合理的配慮

障がいのあるかたと障がいのないかたとが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がいのあるかたやその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更・調整を行うこと。

【さ行】

◆持続可能な開発目標（SDGs）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」など17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げている。

◆児童発達支援センター

障がい児の通所支援を行うほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域の障がい児や家族の支援、保育所等地域の障がい児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行う機関のこと。

◆指定難病特定医療費受給者証

対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たすかたに交付されるもの。

◆自閉症

ことばの発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる等の特徴がみられる障がいのこと。

◆重度心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複していること。

◆手話通訳者

手話を介して、手話を使用するかたとそうでないかたとの相互の意思伝達を支援するかたのこと。

◆小児慢性特定疾病医療受給者証

対象の疾病に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの。

◆障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分のこと。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業とそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施する機関のこと。

◆障がい者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法の施行に伴い、同法第17条第1項の規定により地方公共団体において組織することができることとされている協議会。地域における関係機関等のネットワークを構築し、障がい者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障がい者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割とする。

◆自立支援医療（精神通院医療）制度

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分を軽減する公費負担医療制度のこと。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がいの有するかたに対し、申請に基づいて障がい程度を認定して交付する手帳のこと。

○対象となる障がい（11種類）

- ①視覚 ②聴覚・平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能
- ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能
- ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能

◆精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付する手帳のこと。

- 1級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制のこと。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護する制度のこと。

◆相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援、サービス利用計画等の作成等を行うかたのこと。

【た行】

◆地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つであり、障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う場所のこと。

◆地域自立支援協議会

障害者総合支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。「障害福祉計画」の策定に当たっては、その意見を聴くよう努めることとされている。

◆地域生活支援拠点

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築・整備することで、障がい者等の地域での生活を支援すること。

◆特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

【な行】

◆ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

◆難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢性疾患の総称のこと。

【は行】

◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、バリアとなるものを除去すること。

◆避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するかたのこと。

◆法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、障がい者を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等が従業員のうち障がい者を雇うべき割合のこと。

◆ペアレントトレーニング

保護者が子どもとより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

◆補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具のこと。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

◆要約筆記者

所定の講習を受けてようやく筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行うかたのこと。

【ら行】

◆療育手帳

療育手帳制度に定める「知的障害者」と認定して交付する手帳のこと。

④（最重度）：知能指数が概ね20以下（身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けたかたは知能指数が概ね35以下）と判定されたかたであって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のかた

A（重度）：知能指数が概ね35以下（身体障害者手帳1級、2級又は3級の交付を受けたかたは知能指数が概ね50以下）と判定されたかたであって、日常生活において常時介護を必要とする程度のかた

B（中度）：知能指数が概ね50以下（身体障害者手帳4級の交付を受けたかたは知能指数が概ね60以下）と判定されたかた

C（軽度）：④、A、Bに該当しないかたで、知能指数が概ね70以下と判定されたかた

那珂市障がい者プラン

第3期障がい者計画【改訂版】

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 那珂市

編集 保健福祉部社会福祉課

所在地 〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

電話 029-298-1111（代表）

印刷製本 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

水戸市身体障害者就労支援施設のみ

（障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設で印刷しました）